

府中町地域防災計画

(付属資料)

府中町防災会議

令和8年7月修正

目 次

資料—1	府中町防災会議条例	1
資料—2	府中町防災会議運営規程	3
資料—3	府中町防災会議委員の構成	4
資料—4	府中町災害対策本部条例	5
資料—5	府中町災害対策本部組織図	6
資料—6	災害対策本部の機構及び分掌事務	7
資料—7	用語の定義	12
資料—8	罹災証明書	15
資料—9	臨時ヘリポートの設定基準	16
資料—10	災害拠点病院等	17
資料—11	観測施設・下水道施設	18
資料—12	災害時における各協定	19
資料—13	避難場所・避難所等	22
資料—14	救援物資輸送拠点施設	26
資料—15	災害危険箇所	28
資料—16	災害危険区域に所在する要配慮者利用施設	37
資料—17	災害記録	40
資料—18	広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震	44
資料—19	被害想定	48
資料—20	気象庁震度階級関連解説表	53

資料－１ 府中町防災会議条例

(昭和 41 年 12 月 28 日 条例第 38 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 1 6 条第 6 項の規定に基づき、府中町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 府中町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員30人以内をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官
 - (3) 広島県の知事部局の職員
 - (4) 広島県警察の警察官
 - (5) 府中町の職員
 - (6) 府中町議会議長
 - (7) 府中町教育委員会教育長
 - (8) 府中町消防長及び府中町消防団長
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (10) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (11) 公共的団体の役員又は重要施設の職員
 - (12) 前各号に掲げる者のほか、町長が防災上必要と認める者
- 6 前項の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、広島県の職員、府中町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が完了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月22日条例第22号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日条例第37号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第5項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に1号を加える改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の府中町防災会議条例第3条第5項の規定により委嘱されている府中町防災会議の委員である者の任期は、平成25年3月31日に満了する。

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月25日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料－２ 府中町防災会議運営規程

(昭和 55 年 7 月 28 日 訓令第 19 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、府中町防災会議条例（昭和 41 年条例第 38 号）第 5 条の規定に基づき、府中町防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 防災会議の会議（以下「会議」という。）は必要に応じ、随時開くものとする。

2 会議は会長が招集し、議長となる。

3 会議の招集は、開催日時及び場所並びに附議事項を示して書面により通知するものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りではない。

(定足数)

第 3 条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(表決)

第 4 条 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の代理者)

第 5 条 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その属する機関の職員のうちから代理者を選任し、その者を出席させることができる。

(専決処分)

第 6 条 会長において会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない理由により会議を招集することができないときは、会長は会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

3 第 1 項に定める場合のほか、会長は、会議が処理すべき事項のうち軽易な事項について専決することができる。

(事務局)

第 7 条 防災会議の事務局は、危機管理監危機管理課に置く。

附 則

この規定は、昭和 44 年 6 月 20 日から適用する。

附 則（昭和 56 年 4 月 20 日訓令第 10 号）

この規定は、昭和 56 年 4 月 20 日から施行する。

附 則（平成 15 年 7 月 30 日訓令第 36 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日訓令第 18 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日訓令第 12 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 15 日訓令第 15 号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

資料－３ 府中町防災会議委員の構成

会長 府中町長

区 分	所 属 機 関 名	役 職	機 関 所 在 地 等
第２号	陸上自衛隊第 13 旅団 第 46 普通科連隊第 2 中隊	中隊長	安芸郡海田町寿町 2-1
第３号	広島県西部厚生環境事務所	所長	廿日市市桜尾二丁目 2-68
	広島県西部保健所	所長	廿日市市桜尾二丁目 2-68
	広島県西部建設事務所	所長	広島市南区比治山本町 16-12
	広島県西部農林水産事務所	所長	広島市中区基町 10-52
第４号	広島東警察署	署長	広島市東区二葉の里三丁目 4-22
第５号	府中町	副町長	府中町大通三丁目 5-1
		危機管理監	
		総務企画部長	
		財務部長	
		福祉保健部長	
		町民生活部長	
		建設部長	
		区画整理担当部長	
		会計室長	
		教育部長	
第６号	府中町議会	議長	府中町大通三丁目 5-1
第７号	府中町教育委員会	教育長	府中町本町一丁目 10-15
第８号	府中町消防本部	消防長	府中町大通三丁目 5-9
	府中町消防団	団長	府中町
第９号	府中町北部町内会連合会	代表	府中町
	府中町南部町内会連合会	代表	府中町
第１０号	中国電力ネットワーク株式会社 広島ネットワークセンター	所長	広島市中区竹屋町 2-42
第１１号	安芸地区医師会	府中町医師会 会長	安芸郡海田町栄町 5-13
	広島市水道局	局長	広島市中区基町 9-32
	マツダ株式会社	安全健康防災 推進部 部長	府中町新地 3-1
	府中町社会福祉協議会	代表	府中町浜田本町 5-25
	府中町婦人会	代表	府中町
	府中町女性会	代表	府中町

資料－４ 府中町災害対策本部条例

(昭和 41 年 12 月 28 日 条例第 39 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、府中町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

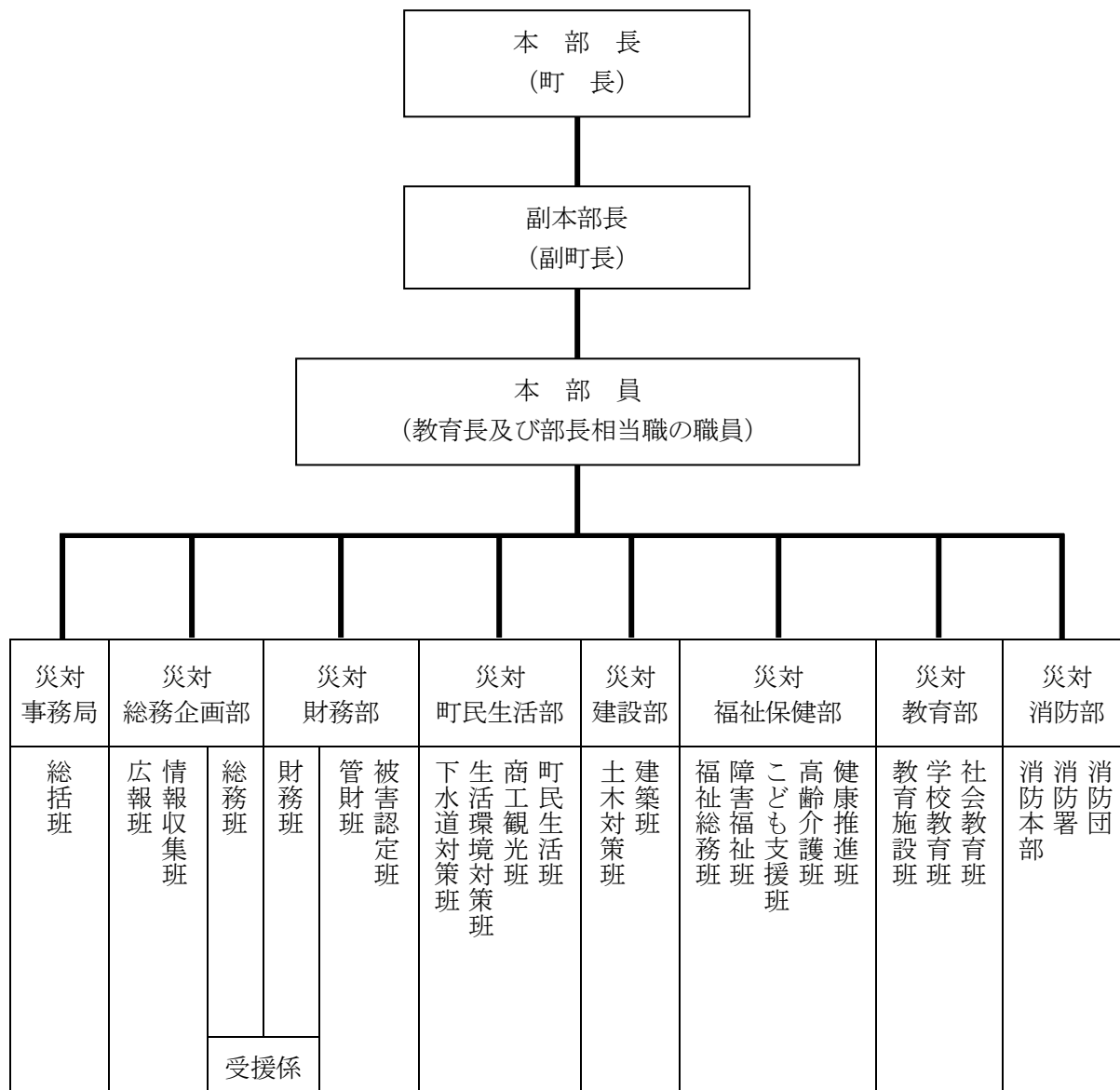
附 則（平成 8 年 9 月 17 日条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 23 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料－５ 府中町災害対策本部組織図



資料－６ 災害対策本部の機構及び分掌事務

本部長 町長
副本部長 副町長

部 名 (担当部長)	班 名 (班長)	主たる 構成部署	分 掌 事 務
災対事務局 (危機管理監)	総括班 (危機管理課長)	危機管理課	1 災害対策本部の総括に関する事 2 災害対策本部の事務局に関する事 3 本部長の特命に関する事 4 災害対策体制の計画・立案に関する事 5 広島県災害対策本部との連絡調整に関する事 6 自衛隊及び他の地方公共団体への応援要請の決定に関する事 7 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事 8 避難情報の発令に関する事 9 安否不明者情報の総括に関する事
災対 総務企画部 (総務企画部長)	広報班 (政策企画課長)	政策企画課	1 町民等への情報提供に関する事 2 報道機関への協力要請及び情報提供に関する事 3 防災行政無線に関する事 4 災害に関する各種情報の広報に関する事 5 記者会見に関する事 6 災害対策本部からの気象情報、災害情報及び指令の各部への伝達に関する事 7 国・県等からの視察への対応に関する事 8 災害視察者及び見舞者の対応に関する事 9 本部長及び副本部長の秘書に関する事 10 業務継続計画に関する事
	情報収集班 (情報管理課長)	情報管理課	1 情報システムの整備及び管理運用に関する事 2 気象情報の収集及び報告に関する事 3 災害情報の収集及び報告に関する事 4 災害の記録及び報告に関する事
	総務班 (職員課長)	職員課 総務課	1 職員の安否確認に関する事 2 職員の動員・調整に関する事 3 職員配置の取りまとめに関する事 4 職員の給食及び衛生管理に関する事 5 公務災害補償及び災害対策費用保険事務に関する事 6 車両の調整に関する事 7 庁内の電話回線及び臨時有線電話の応急架設に関する事 8 自衛隊及び他の地方公共団体への応援要請及び受入れに関する事 9 災害に係る町民の要請等の受付に関する事
災対 財務部 (財務部長)	財務班 (財政課長)	財政課	1 災害関連経費に関する事 2 災害対策の予算措置に関する事 3 災害に伴う財政計画の編成及び政府機関との連絡に関する事 4 災害救助法に関する事 5 被災者の食糧、飲料水及び生活必需品等救援物資の調達・借上げ及び管理に関する事 6 災害対策に係る資器材・物資の調達、購入、調整、借上げ及び管理に関する事

部 名 (担当部長)	班 名 (班長)	主たる 構成部署	分 掌 事 務
災対 財務部 (財務部長)	管財班 (管財課長)	管財課	1 公共施設の災害予防、被害調査及び応急対策の総括に関すること 2 公共施設の被害状況の取りまとめ及び報告に関すること 3 被災地の所有者調査及び連絡調整に関すること
	被害認定班 (税務課長)	税務課	1 災害に係る住家の被害認定調査に関すること 2 罹災（被災）証明書の発行に関すること 3 税の減免に関すること
災対 町民生活部 (町民生活部長)	下水道対策班 (下水道課長)	下水道課	1 河川、下水道施設の被害調査及び応急措置に関すること 2 河川、下水道施設の災害復旧に関すること 3 下水道工事関係者に協力を求めること 4 河川増水による水位変動の監視に関すること 5 溜池、樋門、堤防の点検及び排水管理に関すること 6 水防に関する応急措置に関すること
	生活環境対策班 (環境課長)	環境課 環境センター	1 応急給水に関すること 2 被災地の汚物等の処理及び指導に関すること 3 ごみ収集の処理及び広報等に関すること 4 遺体の処理及び埋火葬等に関すること 5 愛護動物の保護管理に関すること 6 山林、農地及びため池等の被害調査及び応急措置に関すること 7 山林、農地及びため池等の災害復旧に関すること 8 衛生害虫の駆除に関すること 9 被災地域の清掃に関すること 10 廃棄物処理に関すること
	商工観光班 (自治振興課長)	自治振興課	1 商工業等の被害調査に関すること 2 被災した企業に対する金融措置並びに経営指導及び相談に関すること 3 商工団体との連絡調整に関すること 4 観光客に関すること 5 観光施設の被害調査に関すること 6 災害時における防犯に関すること
	町民生活班 (住民課長)	住民課	1 被災者の食糧、飲料水及び生活必需品等救援物資の配送及び支給に関すること 2 非常炊き出しの手配に関すること 3 安否不明者の情報精査に関すること
災対 建設部 (建設部長)	土木対策班 (都市整備課長) 建築班 (建築課長)	都市整備課 維持管理課 区画整理課 建築課 スポーツ交流 拠点推進課	1 危険箇所等の巡視警戒、交通規制に関すること 2 被災環境の調査に関すること 3 障害物の除去に関すること 4 立入禁止区域の巡視及び保全に関すること (土木対策班) 1 宅地危険度判定に関すること 2 道路、公園等の被害調査及び応急措置に関すること 3 防災用資器材の整備、輸送及び受領に関すること 4 応急工事に必要な労力の確保に関すること 5 建設工事関係者に協力を求めること 6 土木関係災害復旧等に関すること 7 公共交通機関の運行状況に係る情報の収集及び報告に関すること

部 名 (担当部長)	班 名 (班長)	主たる 構成部署	分 掌 事 務
災対 建設部 (建設部長)	土木対策班 (都市整備課長) 建築班 (建築課長)	都市整備課 維持管理課 区画整理課 建築課 スポーツ交流 拠点推進課	(建築班) 1 建築物等の被害調査及び応急措置に関すること 2 被災建築物の復旧に係る建築指導及び相談に関すること 3 被災建築物応急危険度判定に関すること 4 被災住宅の融資相談に関すること 5 公営住宅等の被害調査及び応急修理に関すること 6 応急仮設住宅の建設計画、建設工事及び応急修理に関すること 7 応急仮設住宅の入居者選定及び管理に関すること
災対 福祉保健部 (福祉保健部長)	福祉総務班 障害福祉班 (福祉課長)	福祉課 保険年金課	(福祉総務班) 1 被災者の応急救護の総括に関すること 2 被災者の安否確認及び実態調査に関すること 3 災害に伴う生活相談の総括に関すること 4 避難行動要支援者の避難支援の総括に関すること 5 避難所の開設及び管理運営の総括に関すること 6 福祉避難所の開設及び管理運営の総括に関すること 7 義援金及び救援物資の受付、出納、保管及び配分に関すること 8 災害ボランティアセンター、災害中間支援組織等との連絡調整に関すること 9 社会福祉施設等の被害調査及び応急措置に関すること (障害福祉班) 1 要配慮者への情報提供に関すること 2 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に関すること 3 避難所の開設及び運営に関すること 4 福祉避難所の開設及び管理運営に関すること
	こども支援班 (子育て支援課長)	子育て支援課 行政委員会 総合事務局	1 児童福祉施設等の被害調査及び応急措置に関すること 2 被災児童に関すること 3 被災地域の助産に関すること 4 要配慮者への情報提供に関すること 5 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に関すること 6 避難所の開設及び運営に関すること 7 福祉避難所の開設及び管理運営に関すること
	高齢介護班 (高齢介護課長)	高齢介護課 会計室	1 社会福祉施設等の被害調査及び応急措置に関すること 2 要配慮者への情報提供に関すること 3 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に関すること 4 避難所の開設及び運営に関すること 5 福祉避難所の開設及び管理運営に関すること 6 被災者の介護に関すること
	健康推進班 (健康推進課長)	健康推進課 議会事務局	1 医療機関との連絡調整に関すること 2 救急医薬品、衛生資機材等の確保及び配分に関すること 3 被災地域及び避難所における感染症の予防並びに調査に関すること 4 被災地域の防疫活動に関すること 5 防疫用薬剤資機材等の確保及び配分に関すること 6 医療救護活動の応援に関すること 7 被災者のメンタルケアに関すること 8 被災地域の医療に関すること 9 被災傷病者の収容施設の確保に関すること 10 避難所の開設及び運営に関すること 11 福祉避難所の開設及び管理運営に関すること

部 名 (担当部長)	班 名 (班長)	主たる 構成部署	分 掌 事 務
災対 教育部 (教育部長)	教育施設班 (教育総務課長)	教育総務課	1 学校施設及び設備の保全並びに応急対策に関すること 2 社会教育施設及び設備の保全並びに応急対策に関すること
	学校教育班 (学校教育課長)	学校教育課	1 児童及び生徒の避難に関すること 2 被災児童及び生徒の教育に関すること 3 被災学校の児童及び生徒の応急教育に関すること 4 被災児童及び生徒の学用品に関すること 5 被災学校の児童及び生徒の給食に関すること 6 通学路の被害調査に関すること
	社会教育班 (社会教育課長)	社会教育課	1 文化財の保全に関すること 2 教育団体との協力体制に関すること
災対 消防部 (消防長)	消防班 (消防署長)	消防総務課	1 消防団との連絡調整に関すること 2 消防団の出動に関すること 3 消防団員の招集に関すること
		警防課	1 消防署、消防団の指揮統制に関すること 2 消防隊、救急隊の出動に関すること 3 消防職員の招集に関すること 4 災害活動の記録及び集計に関すること 5 災害範囲の掌握及び人命危険の予測に関すること 6 消防関係機関への応援要請に関すること
		予防課	1 火災警報の発令、解除に関すること 2 出火防止のための予防広報に関すること 3 災害情報の受信記録及び部内通報に関すること 4 災害活動の記録及び集計に関すること 5 その他特命事項に関すること
		第1分隊 第2分隊 救助分隊 救急隊 予備消防隊(1) 予備消防隊(2) 予備消防隊(3) 予備救急隊	1 火災の警戒防ぎよ、鎮圧活動に関すること 2 災害現場での救出、救助活動に関すること 3 災害危険箇所の警戒巡視に関すること 4 被害拡大防止のための応急活動に関すること 5 緊急資器材の輸送に関すること 6 避難者の誘導に関すること 7 災害現場の警戒警備に関すること 8 その他特命事項
			1 災害情報の受信に関すること 2 消防無線通信に関すること 3 問い合わせ情報の提供に関すること 4 降雨量の観測及び記録に関すること
			1 災害による傷病者の救急搬送に関すること 2 避難者の輸送に関すること
	消防団班 (消防団長)	団本部	1 消防団員の対策班の編成に関すること 2 災害対策の任務分担の指令に関すること 3 災害対策活動の指揮統制に関すること

部 名 (担当部長)	班 名 (班長)	主たる 構成部署	分 掌 事 務
災対 消防部 (消防長)	消防団班 (消防団長)	第1分団 第2分団 第3分団	1 火災の警戒防ぎょ、鎮圧活動に関すること 2 災害現場での救出、救助活動に関すること 3 災害危険箇所の警戒巡視に関すること 4 被害拡大防止のための応急活動に関すること 5 緊急資器材の輸送に関すること 6 避難者の誘導に関すること 7 災害現場の警戒警備に関すること 8 その他特命事項
		女性隊	1 大規模災害時における避難誘導及び後方支援 2 その他団長が必要と認めるもの

資料－７ 用語の定義

人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１か月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊（全焼・流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の７０％以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のもとする。
	半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積２０％以上７０％未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のもとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公庁、学校、病院、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	

公 共 土 木 施 設	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）による国庫負担の対象となる施設とする。
	道 路 被 害	高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋 梁 被 害	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。
	河 川 被 害	河川法（昭和３９年法律第１６７号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	砂 防 設 備 被 害	砂防法（明治３０年法律第２９号）第１条に規定する砂防設備、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	地 す べ り 防 止 施 設 被 害	地すべり等防止法にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設 被 害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	治 山 施 設 被 害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	港 湾 施 設 被 害	港湾法にいう港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	漁 港 施 設 被 害	漁港漁場整備法にいう漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
	海 岸 被 害	海岸又は海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
農 林 水 産 業 施 設	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和２５年法律第１６９号）による補助対象となる施設とする。
	田 畑 の 流 出 埋 没	田畑の耕土流失、砂利等のたい積、畦畔の崩壊等により耕作が不能になったものとする。
	田 畑 の 冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	溜 池 ・ 水 路 被 害	溜池及び水路の被害で、復旧工事を要する程度のものであるとする。
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。

その他	商 工 被 害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土 石 流	土石流危険渓流において土石流等が発生したもの又は土石流危険渓流以外において、土砂流出により、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたもの及び被害を受けるおそれが生じたものとする。
	地 す べ り	地すべりが発生したものとする。
	が け 崩 れ	急傾斜地崩壊危険箇所において斜面崩壊が発生したもの又は急傾斜地崩壊危険箇所以外において斜面崩壊が発生した場合で、がけ崩れにより、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	鉄 軌 道 被 害	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船 舶 被 害	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	清 掃 施 設 被 害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都 市 施 設 被 害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）
	自 然 公 園 等 施 設 被 害	自然公園法（昭和32年法律第161号）、広島県立自然公園条例及び広島県自然環境保全条例に定める施設等の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
	水 道 （ 断 水 ）	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 話 （ 不 通 ）	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
	電 気 （ 停 電 ）	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス （ 停 止 ）	一般ガス導管事業又はガス小売事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	そ の 他	各項に該当しない被害とする。
	り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
	被 害 総 額	物的被害の概算額とする。（千円単位）
	火 災 発 生	火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。

資料－８ 罹災証明書

(様式第4号)

罹証第 号

罹 災 証 明 書

世帯主住所		
世帯主氏名		
申請者	氏名	続柄

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

その他の内容	
--------	--

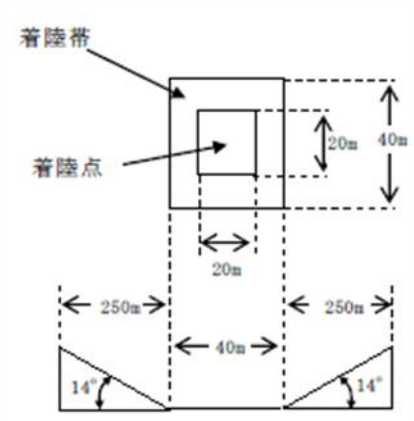
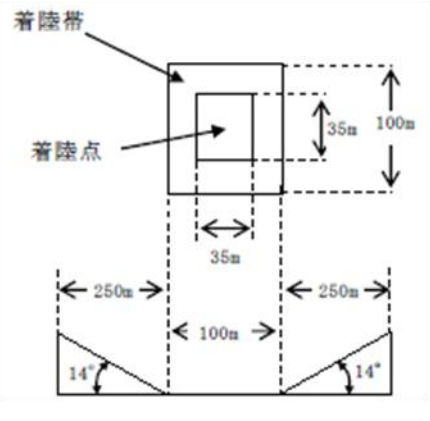
上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

広島県安芸郡府中町長

印

資料－９ 臨時ヘリポートの設定基準

区分	消防・防災ヘリコプター 警察、海上保安庁ヘリコプター	設定基準（地積）
小中型	 広島県防災航空隊 アグスタAW139  広島市消防航空隊 H160  広島県警察航空隊 AS365N2  第六管区海上保安本部 広島航空基地 アグスタAW139  陸上自衛隊 UH-1	
大型	 陸上自衛隊 CH-47  海上自衛隊 UH-60  海上自衛隊 MCH-101	

ヘリコプター離着陸場

施設名	所在地	座標	地積（m）
空城山公園	浜田二丁目 723-46	N34-23-00 E132-30-32	115×75

資料－１０ 災害拠点病院等

１ 災害拠点病院（参考：広島県地域防災計画附属資料）

保健医療圏	病院名	所在地	連絡先	
			電話	F A X
（基幹）	県立広島病院	〒734-8530 広島市南区宇品神田一丁目 5-54	(082) 254-1818	(082) 253-8274
広島	広島市立広島 市 民 病 院	〒730-8518 広島市中区基町 7-33	(082) 221-2291	(082) 223-5514
広島	広島赤十字・ 原 爆 病 院	〒730-8619 広島市中区千田町一丁目 9-6	(082) 241-3111	(082) 246-0676
広島	広島大学病院	〒734-8551 広島市南区霞一丁目 2-3	(082) 257-5555	(082) 257-5087
広島	広島共立病院	〒731-0121 広島市安佐南区中須二丁目 20-20	(082) 879-1111	(082) 879-1146
広島	広島市立北部 医療センター 安佐市民病院	〒731-0293 広島市安佐北区亀山南一丁目 2-1	(082) 815-5211	(082) 814-1791

※ 保健医療圏欄の「（基幹）」は「基幹災害拠点病院」を示す。

２ 府中町近隣の公的病院（参考：広島県地域防災計画附属資料）

管轄保健所	設置者	病院名	所在地
西部（広島支所）	済生会	済生会広島病院	安芸郡坂町
広島市	広島市	安芸市民病院	安芸区畑賀

資料－１１ 観測施設・下水道施設

１ 砂防雨量観測施設

観測所名	観測地点	観測項目	設置者
揚倉山	大通三丁目 5-1	雨量	広島県

２ 河川水位観測施設

（１）府中大川観測施設

観測所名	位置	設置者
大須	大須三丁目	広島県

（２）榎川観測施設（危機管理型水位計）

観測所名	位置	設置者
山田大橋	山田一丁目	広島県

３ 地震観測施設

震度観測点名	所在地	設置者
府中町大通	大通三丁目 5-1	広島県

４ 排水ポンプ場

公共下水道(雨水)降雨強度 7年確率 49.6mm/時間

排水区	面積	放流先	排水ポンプ場		揚水量 m ³ /分
府中排水区	91.0ha	府中大川	府中ポンプ場	Φ1350mm×3	687.6
宮の町排水区	42.0ha	八幡川	宮の町ポンプ場	Φ1200mm×2	338.0
茂陰排水区	73.3ha	府中大川	茂陰ポンプ場	Φ900mm×2 Φ800mm×2	372.0
入川排水区	2.6ha	的場川	広島市 入川ポンプ場		
青崎鹿籠排水区	81.9ha	猿猴川	広島市 青崎ポンプ場		

資料－１２ 災害時における各協定

１ 物資の供給、避難場所の提供、医療・救護支援等の協定

	協定名称	協定締結先
１	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人安芸地区医師会
２	災害時の相互応援に関する協定	広島県内各自治体
３	災害時における被災車両の撤去等に関する協定	一般社団法人日本自動車連盟 中国支部 広島支部
４	災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い	中国電力ネットワーク株式会社 広島ネットワークセンター
５	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	イオンモール広島府中
６	災害における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	イオンリテール株式会社
７	災害時における応急対策活動に関する協定	府中町建築協会
８	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人府中町社会福祉協議会
９	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人福祉の郷
１０	災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局
１１	災害時における燃料の優先供給に関する協定	総合エナジー株式会社
１２	災害時における生活物資の供給及び平時における防災活動への協力に関する協定	株式会社サンリブ
１３	災害時における医療救護活動に関する協定	一般社団法人安芸薬剤師会
１４	災害時における支援協力に関する協定	レンゴー株式会社 中国・四国・九州事業部広島工場
１５	災害時における在宅療養者の避難支援に関する覚書	一般社団法人安芸地区医師会
１６	災害時における物資供給に関する協定	株式会社ジュンテンドー
１７	防災協力に関する協定（広島呉地区郵便局長会との防災協力協定）	広島呉地区郵便局長会
１８	災害時における LP ガス供給の協力に関する協定	広島ガス東部株式会社
１９	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人みどり会
２０	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人かきつばた福祉会
２１	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン中国エリア統括部
２２	災害時における飲料水の供給に関する協定	株式会社キリンビバックス広島支店
２３	災害時における歯科医療救護活動に関する協定	安芸歯科医師会
２４	災害時における生活関連物資の供給等に関する協定	生活協同組合ひろしま
２５	災害時における飲料水・食料の供給に関する協定	大塚製薬株式会社広島支店
２６	災害時における物資の調達に関する協定	広島県 LP ガス協会広島東地区協議会
２７	災害に係る情報発信等に関する協定	L I N E ヤフー株式会社
２８	災害時における支援協力に関する協定書	マツダ株式会社

29 ～ 40	災害時における応急措置等の協力に関する協定	有限会社可部組 株式会社八幡建設 神野建設株式会社 有限会社東本組 ミヤケ工業有限会社 有限会社森本組 株式会社中村基礎 有限会社しんき産業 中栄土木有限会社 有限会社宏成土地 日の丸環衛工業有限会社 株式会社アクアシステム
41	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定	国土交通省国土地理院
42	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人F I G福祉会
43	防災パートナーシップに関する協定	広島テレビ放送株式会社
44	災害時における物資の供給協力等に関する協定	株式会社ナフコ
45	災害発生時における府中町と府中町内郵便局の協力に関する覚書	日本郵便株式会社府中町内郵便局
46	大規模災害時の支援協力に関する協定	広島県、一般社団法人建設コンサルタント協会中国支部
47	大規模災害時の支援協力に関する協定	広島県、一般社団法人広島県測量設計業協会
48	災害に係る情報発信等に関する協定	株式会社テレビ新広島
49	災害時における応急措置等の協力に関する協定	イーイング・コーポレーション株式会社
50	地震時等緊急退避施設としての使用に関する協定	学校法人松本学園、柳ヶ丘第4町内会 自主防災会
51	災害時における応急措置等の協力に関する協定	有限会社シビルエンジ
52	災害時の協力体制等に関する協定	学校法人広島文化学園 広島文化学園大学・短期大学
53	災害時の協力体制等に関する協定	学校法人古沢学園都市学園大グループ 専門学校広島自動車大学校
54	出雲市・府中町災害時相互応援協定	出雲市
55	災害時における物資の調達に関する協定	株式会社ユアーズ
56	災害時における物資の供給等に関する協定	永岡商事株式会社
57	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	株式会社ユニオンアルファ
58	災害時における物資等の調達に関する協定	株式会社エディオン 安芸府中店
59	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人柏学園
60	災害時における食料・生活必需品の調達に関する協定	株式会社フレスタホールディングス
61	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	広島県行政書士会
62	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	株式会社ニックス
63	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	一般社団法人AZ-COM ネットワーク
64	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社
65	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	ヤマト運輸株式会社

2 浸水時緊急退避施設としての利用に関する協定 2 5 施設と協定締結

3 災害時における井戸水の協力に関する協定 1 7 箇所の井戸所有者と協定締結

資料－１３ 避難場所・避難所等

指定緊急避難場所・・・切迫した災害の危険から命を守るため避難する場所で災害種別ごとに選定
 指定避難所・・・災害により自宅に戻ることができない場合などにおいて、一定期間避難生活をする施設
 その他の避難場所・避難所・・・指定緊急避難場所及び指定避難所以外の避難場所・避難所
 福祉避難所・・・要配慮者を二次的に受け入れる避難所
 浸水時緊急退避施設・・・浸水危険から緊急一時的に退避する施設

凡例・○：使用可 ②：２階以上可 空欄：使用不可

・海拔表示については、国土地理院 標高がわかる web 地図参照

・（注１）府中小学校の洪水及び高潮に伴う避難場所等は、西校舎及び東校舎の一部の教室とする。

１ 指定緊急避難場所・指定避難所

番号	施設名称	所在地	海拔 (m)	避難場所					避難所				
				土砂	洪水	地震	津波	高潮	土砂	洪水	地震	津波	高潮
１	府中小学校	本町 2-15-2	3.1	○	②注 1	○	○	②注 1	○	②注 1	○	○	②注 1
２	府中南小学校	柳ヶ丘 51-25	15.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
３	府中中央小学校	浜田 2-6-1	4.0	○	○	○	○	②	○	○	○	○	②
４	府中東小学校	山田 4-4-1	55.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
５	府中北小学校	清水ヶ丘 23-1	35.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
６	府中中学校	宮の町 5-4-28	31.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
７	府中緑ヶ丘中学校	緑ヶ丘 3-18	15.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
８	府中公民館	本町 2-15-1	2.9	○	②	○	○	②	○	②	○	○	②

２ その他の避難場所・避難所

（１）公共施設

番号	施設名称	所在地	海拔 (m)	避難場所					避難所				
				土砂	洪水	地震	津波	高潮	土砂	洪水	地震	津波	高潮
１	総社会館	本町 3-2-23	11.3	○	②	○	○	○	○	②	○	○	○
２	府中南交流センター	鹿籠 1-21-3	1.8	○	②	○	○		○	②	○	○	
３	府中北交流センター	本町 5-3-8	2.5	○		○	○	②	○		○	○	②
４	福寿館	浜田本町 5-25	3.2	○	②	○	○	②	○	②	○	○	②
５	くすのきプラザ	本町 1-10-15	2.3	○	②	○	②		○	②	○	②	
６	府中町役場	大通 3-5-1	2.8	○	②	○	○	②					
７	府中南公民館	桃山 2-5-1	3.3	改築工事のため運用停止（令和 12 年 3 月まで予定）									
８	府中東地区センター	山田 4-4-23	47.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
９	鶴江地区センター	鶴江 2-14-26	3.0	○		○	○	②	○		○	○	②
10	揚倉山健康運動公園・管理棟	山田 5-5-1	139.2		○	○	○	○		○	○	○	○
11	空城山公園・管理棟	浜田 2-16-23	38.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	安芸府中高等学校	山田 5-1-1	85.0		○		○	○		○		○	○
13	安芸府中商工センター	大須 1-10-10	4.3	○		○			○		○		

(2) 公園（一時避難場所）

ア 都市公園（都市公園法・条例・規則）

番号	施設名称		所在地	海拔 (m)	対象となる異常な現象				
					土砂	洪水	地震	津波	高潮
1	えの宮公園		宮の町 3-1-20	7.4			○	○	
2	青崎公園		青崎中 16-1	7.0		○	○	○	
3	大樋ノロ公園		本町 4-6-4	2.8	○		○	○	
4	下榊公園		宮の町 2-2-29	2.6	○			○	
5	柳ヶ丘公園		柳ヶ丘 18-19	44.4	○	○	○	○	○
6	本町公園		本町 1-10-48	5.6	○		○		
7	山越公園		瀬戸ハイム 2-14-1	81.7	○	○	○	○	○
8	石井城公園		石井城 2-4-46	29.1	○	○	○	○	○
9	引地公園		字引地 2150	30.3		○	○	○	○
10	大須公園		大須 3-3-1	1.3	○		○		
11	大須第2公園		大須 3-212-4	4.2	○		○		
12	空城山公園		浜田 2-16-23	38.1	○	○	○	○	○
13	揚倉山健康運動公園	南エリア（上段）	山田 5-5	139.2		○	○	○	○
14		北エリア（下段）		100.0		○	○	○	○

イ 水分峡森林公園（設置・管理条例）

所在地	海拔 (m)	対象となる異常な現象				
		土砂	洪水	地震	津波	高潮
石コロヒ 83	68.7		○	○	○	○

ウ 地域の公園（設置、管理条例）

番号	施設名称	所在地	海拔 (m)	対象となる異常な現象				
				土砂	洪水	地震	津波	高潮
1	日焼山広場	浜田 4-6-16	20.2		○	○	○	○
2	山越広場	八幡 2-1-35	50.1	○	○	○	○	○
3	浜ノ尻交流広場	大須 1-7 地先外	2.3	○				
4	鶴江ふれあい広場	鶴江 1-21-16	5.1	○		○		
5	柳ヶ丘南広場	柳ヶ丘 71-10	36.8	○	○	○	○	○
6	総社跡児童遊園	本町 3-2-23	10.2	○		○	○	○
7	城ヶ丘児童遊園（第1）	城ヶ丘 8-1	36.3	○	○	○	○	○
8	城ヶ丘児童遊園（第2）	城ヶ丘 19-14	18.6	○	○	○	○	○
9	緑ヶ丘児童遊園	緑ヶ丘 2-11	7.5	○	○	○	○	○
10	千代南児童遊園	千代 8-19	4.5	○	○	○	○	
11	青崎東上児童遊園	柳ヶ丘 74-20	16.5	○	○	○	○	○

12	寿仙坊児童遊園	八幡 1-13-4	14.5	○	○	○	○	○
13	八幡ヶ丘児童遊園	八幡 3-12-18	29.0	○	○	○	○	○
14	上宮の町児童遊園	宮の町 4-8-1	21.0	○	○	○	○	○
15	上縄児童遊園	浜田 2-17-11	22.5		○	○	○	○
16	楠木山児童遊園	鹿籠 2-3-22	17.2	○	○	○	○	○
17	野地山児童遊園	鹿籠 1-9-1	14.9	○	○	○	○	○
18	鶴江児童遊園	鶴江 1-21-33	6.5	○		○		
19	鶴崎児童遊園	鹿籠 2-17-23	6.4		○	○	○	
20	茂陰第 1 児童遊園	茂陰 1-4-2	3.6	○			○	
21	茂陰第 2 児童遊園	大須 1-10-34	3.8	○		○		
22	清水ヶ丘第 1 児童遊園	清水ヶ丘 1-1	102.0		○	○	○	○
23	清水ヶ丘第 2 児童遊園	清水ヶ丘 11-4	72.4		○	○	○	○
24	受田児童遊園	青崎東 4-25	14.8	○	○	○	○	○
25	池尻児童遊園	山田 3-9-1	37.0	○	○	○	○	○
26	鹿籠児童遊園	鹿籠 1-15-48	14.0		○	○	○	○
27	青崎東児童遊園	青崎東 37-15	17.0	○	○	○	○	○
28	青崎東第 2 児童遊園	青崎東 41-22	28.0	○	○	○	○	○
29	青崎東第 3 児童遊園	青崎東 14-1	14.6	○	○	○	○	○
30	瀬戸ハイム第 1 児童遊園	瀬戸ハイム 3-12-30	55.0		○	○	○	○
31	瀬戸ハイム第 2 児童遊園	瀬戸ハイム 2-6-13	119.3	○	○	○	○	○
32	瀬戸ハイム第 3 児童遊園	瀬戸ハイム 4-1-1	157.6		○	○	○	○
33	桜ヶ丘児童遊園	桜ヶ丘 9-1	81.9		○	○	○	○
34	永田児童遊園	八幡 3-11-1	15.5	○	○	○	○	○
35	日焼山児童遊園	浜田 3-10-4	17.2		○	○	○	○
36	日焼山第 2 児童遊園	浜田 3-9-8	10.5	○	○	○	○	○
37	日焼山第 3 児童遊園	浜田 4-7-11	30.7	○	○	○	○	○
38	日焼山第 4 児童遊園	浜田 4-10-26	35.0		○	○	○	○
39	観音山児童遊園	青崎東 10	14.6	○	○	○	○	○
40	観音山第 2 児童遊園	桃山 2-1224-3 外	12.0	○	○	○	○	○
41	観音山第 3 児童遊園	青崎東 10-4	13.8	○	○	○	○	○

3 福祉避難所

番号	施設名称	所在地	海拔 (m)	対象となる異常な現象				
				土砂	洪水	地震	津波	高潮
1	福寿館	浜田本町 5-25	3.2	○	②	○	○	②
2	府中町ふれあい福祉センター	浜田本町 5-25	3.1	○	②	○	○	②
3	なないろ作業所	浜田 3-9-1	13.4	○	○	○	○	○
4	特別養護老人ホーム府中みどり園	浜田 1-6-7	3.2	○	②	○	○	②
5	特別養護老人ホーム府中福寿苑	茂陰 2-6-2	9.7		○	○	○	○
6	高齢者総合サービスセンターチェリーゴード本館	柳ヶ丘 20-2	46.7	○	○	○	○	○

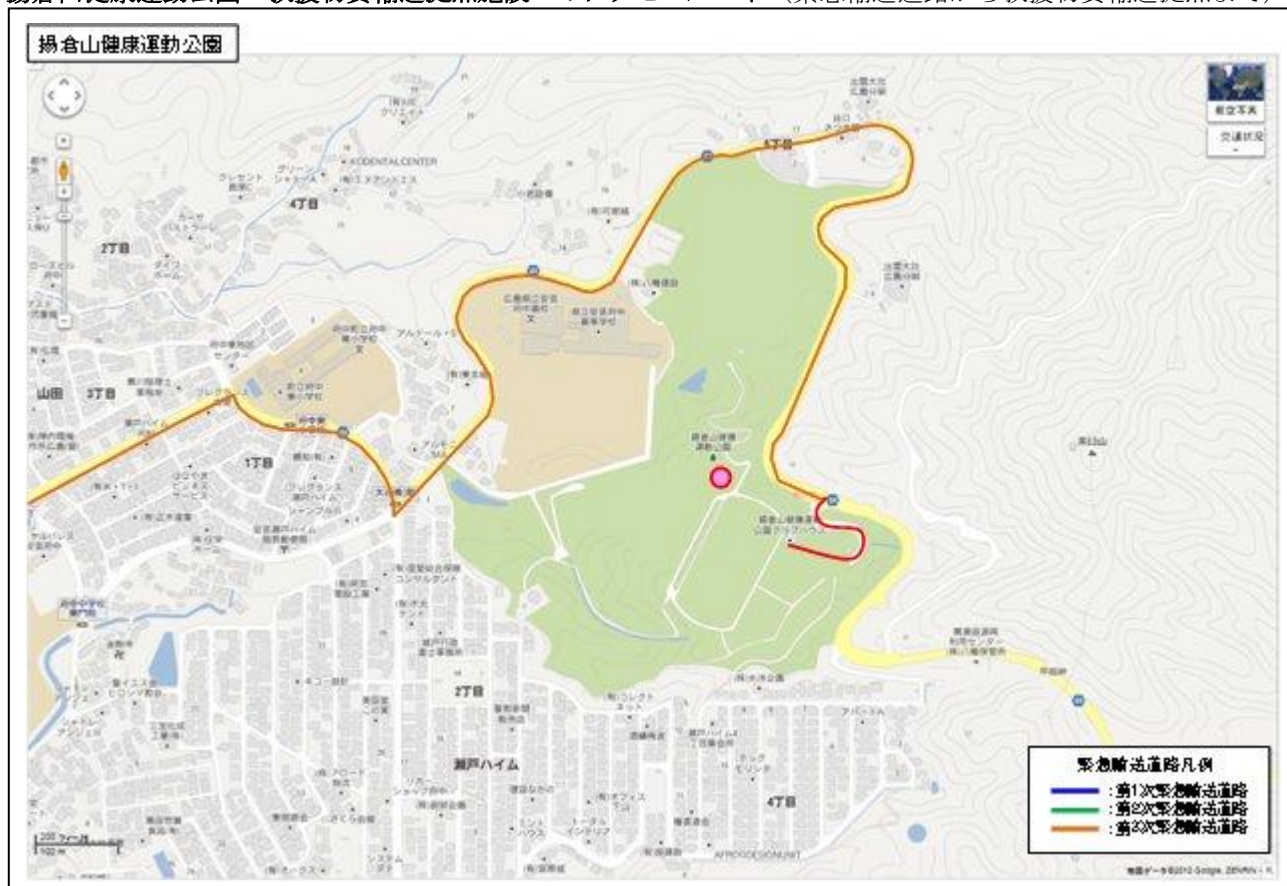
7	柏学園	青崎東 7-12	4.9	○	○	○	○	○
8	ニックスマルチケア安芸府中	瀬戸ハイム 3-16-2	50.5	○	○	○	○	○

4 浸水時緊急退避施設

番号	施設名称	所在地	海拔 (m)	避難場所
1	イオンモール広島府中	大須 2-1-1	1.5	立体駐車場
2	サンリブ府中店	大須 4-2-10	2.0	立体駐車場
3	グリーンドエル鶴江	鶴江 1-13-3	3.0	廊下・階段
4	中本ビル	鶴江 1-13-22	2.3	廊下・階段
5	司ビル	鶴江 1-23-10	2.4	廊下・階段
6	中国電力(株)府中アパートD棟	鶴江 2-4-4	3.2	廊下・階段
7	中国電力(株)府中アパートE棟	鶴江 2-4-21	3.3	廊下・階段
8	鶴江ビル	鶴江 2-14-20	3.0	廊下・階段
9	野村乳業(株)事務所棟	鶴江 2-12-27	4.5	事務所フロアー
10	ハynes秀	本町 5-1-29	2.4	廊下・階段
11	吉田コーポ	本町 5-14-4	2.8	廊下・階段
12	山崎ビル	本町 4-5-31	2.5	廊下・階段
13	マンションコベック	本町 4-10-3	3.6	廊下・階段
14	グランドピア府中	本町 2-5-5	2.7	廊下・階段
15	アステール藤井	本町 2-8-10	2.8	廊下・階段
16	植木ビル	本町 1-4-12	2.7	廊下・階段
17	FURUTA BLD	宮の町 2-5-27	2.9	廊下・階段
18	みなとやコーポ	宮の町 2-15-11	2.5	廊下・階段
19	津田野ビル	大通 2-13-27	1.5	廊下・階段
20	こばと幼稚園	茂陰 1-2-10	1.9	廊下・教室等
21	府中小学校東棟	本町 2-15-2	3.1	廊下・教室等
22	消防庁舎	大通 3-5-9	2.7	廊下・講堂
23	総合エナジー(株) ペガサスコウユ	茂陰 2-6-6	3.7	会議室・屋上庭園
24	マツダ(株)マツダ病院	青崎南 2-15	1.3	スロープ・会議室等
25	ヴェルシャトー府中	青崎東 19-34	3.4	廊下・階段等

資料－１４ 救援物資輸送拠点施設

場合山健康運動公園 救援物資輸送拠点施設へのアクセスルート（緊急輸送道路から救援物資輸送拠点まで）



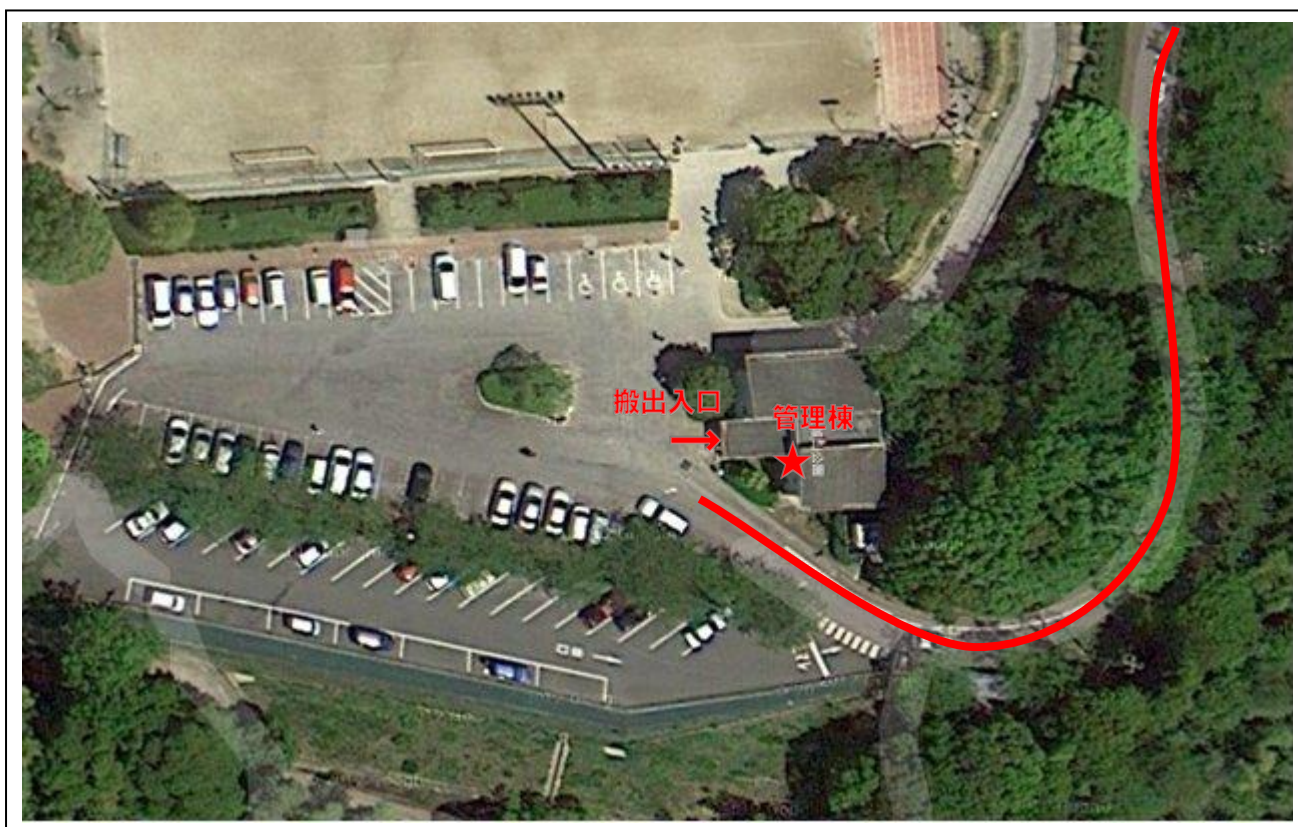
救援物資輸送拠点施設の進入経路図（施設への物資の搬入経路及び搬出経路）



空城山公園 救援物資輸送拠点施設へのアクセスルート（緊急輸送道路から救援物資輸送拠点まで）



救援物資輸送拠点施設の進入経路図（施設への物資の搬入経路及び搬出経路）



資料－１５ 災害危険箇所

１ 法令に規定された区域

急傾斜地崩壊危険区域

危険区域名称	区 域	告 示
正観寺裏地区	府中町茂陰二丁目 786-48(1号)、786-56(2号)、786-1(3～6号)、786-35(7号)、5007-12(8号)、6041-18(9号)、6041-3 地先(10号)、6065 地先(11号)、6066-2 地先(12号)、786-45(13号)	広島県告示第 150 号 平成 2 年 2 月 8 日
山田一丁目地区	府中町山田一丁目甲 2782(1、2号)、464-2(3号)、府中町宮の町三丁目 2880-1(4号) 府中町山田一丁目 2886(5号)、丁 2782(6号)、乙 2782-4(7号)	広島県告示第 809 号 平成 12 年 8 月 28 日

２ 国又は県が一斉点検などにより把握している箇所

(１) 土石流危険渓流箇所

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地	渓流長 (km)	流域 面積 (km)	流下部 平均勾配 (度)	人家戸数 (戸)	公共施設
1-9-243	太田川	榎川	御衣尾川	みくまり三丁目	1.373	1.92	5.5	75	その他 1 戸 みくまり病院
1-9-244	太田川	榎川	榎川支川 3	桜ヶ丘	0.718	0.27	3	100	
1-9-245	太田川	榎川	榎川支川 5	みくまり一丁目	0.508	0.14	5	89	
1-9-246	太田川	榎川	榎川支川 6	みくまり一丁目	0.421	0.07	3.5	58	
1-9-247	太田川	榎川	榎川支川 10	山田二丁目	0.788	0.35	4.5	81	
1-9-248	太田川	榎川	榎川支川 11	山田四丁目	0.972	0.07	5.5	58	県道 50m
1-9-249	太田川	榎川	榎川支川 12	山田四丁目	1.13	0.14	5	62	県道 350m
1-9-250	太田川	榎川	榎川支川 13	山田四丁目	0.293	0.01	6.5	0	県道 70m
1-9-252	太田川	八幡川	八幡川支川 16	八幡三丁目	0.501	0.05	5	398	
1-9-253	太田川	八幡川	八幡川支川 18	柳ヶ丘	0.47	0.06	5.5	13	県道 330m
1-9-1250	太田川	榎川	榎川支川 4	桜ヶ丘	0.151	0.04	4	0	広島市水道局
1-9-1251	太田川	榎川	榎川支川 7	みくまり一丁目	0.182	0.01	6	59	
1-9-1252	太田川	榎川	榎川支川 8	山田二丁目	0.258	0.01	3.5	48	
1-9-1253	太田川	榎川	榎川支川 15	山田四丁目	0.721	0.02	6	31	県道 70m
1-9-1254	太田川	榎川	榎川支川 16	瀬戸ハイム四丁目	0.933	0.03	7.5	290	
1-9-1255	太田川	榎川	榎川支川 17	瀬戸ハイム四丁目	0.794	0.03	7.5	264	
1-9-1256	太田川	榎川	榎川支川 19	瀬戸ハイム二丁目	0.111	0.03	5.5	20	
1-9-1257	太田川	八幡川	八幡川支川 15	瀬戸ハイム三丁目	0.591	0.02	7.5	465	
1-9-1258	太田川	八幡川	八幡川支川 17	八幡四丁目	0.258	0.01	6.5	11	県道 200m
1-9-6369	太田川	榎川	榎川支川 1	みくまり三丁目	1.17	0.13	5	75	みくまり病院
1-9-6370	太田川	榎川	榎川支川 2	みくまり三丁目	0.573	0.33	4.5	71	みくまり病院
1-9-6371	太田川	榎川	榎川支川 9	山田二丁目	0.651	0.03	5.5	74	
1-9-6372	太田川	榎川	榎川支川 14	山田四丁目	0.94	0.02	7	53	県道 60m
1-9-6373	太田川	榎川	榎川支川 18	瀬戸ハイム四丁目	0.142	0.02	3.5	28	

(２) 重要ため池の現況（破堤時被害予想戸数 5 0 戸以上）

名称	所在地	用途	規模			破堤時被害 予想戸数(戸)	管理者	備考
			貯水量 (m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)			
石コロヒ	石コロヒ 75	農水	11,250	16.25	40	1,070	府中町	343020001
水分堰堤	石コロヒ 71	農水・調整	3,200	11.0	40	1,070	府中町	343020002
午王田 (上段)	みくまり三丁目 1005	調整	450	3.0	15	750	府中町	343020007
午王田 (下段)	みくまり三丁目 1004	調整	450	3.0	15	750	府中町	343020008

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所

自然斜面 5 戸以上		位置	斜面延長 (m)	傾斜 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)
661	桜ヶ丘 19	桜ヶ丘 19-24	120	30	15	10
662	山田一丁目 3	山田 1-3-14	60	55	15	5
663	茂陰二丁目 2	茂陰 2-2-8-13	200	45	20	30
664	みくまり一丁目 3	みくまり 1-3-28	200	30	20	18
666	みくまり三丁目 3	みくまり 3-3-1	120	30	20	19
667	瀬戸ハイム四丁目 2	瀬戸ハイム 4-2-4	60	60	20	12
4850	瀬戸ハイム三丁目 4	瀬戸ハイム 3-4-50	100	40	25	10
4851	桜ヶ丘 1	桜ヶ丘 1-2	90	60	10	9
4852	桜ヶ丘 14	桜ヶ丘 1-11	150	55	20	31
4854	清水ヶ丘 4	清水ヶ丘 1-6	175	70	15	13
4855	山田一丁目 2	山田 1-8-2	120	60	20	7
4856	瀬戸ハイム二丁目 8	瀬戸ハイム 2-3-6	120	50	15	25
4857	瀬戸ハイム四丁目 11	瀬戸ハイム 4-6-1	170	45	25	16
4858	柳ヶ丘 1	柳ヶ丘	120	40	17	20
4859	浜田二丁目 16	浜田 2-16-2	50	50	20	19
4860	柳ヶ丘 85	柳ヶ丘 85-25	550	55	10	11
4862	山田二丁目 8	山田 2-8-1	200	50	10	12
6916	みくまり一丁目 7	みくまり 1-7-13	250	50	20	43
6917	桜ヶ丘 16	桜ヶ丘 16-1	230	60	10	19
6918	鹿籠一丁目 15	鹿籠 1-15-24	70	50	10	25
6919	瀬戸ハイム三丁目 6	瀬戸ハイム 3	90	40	12	5
6920	茂陰二丁目 6	茂陰 2	100	75	12	8
6921	浜田二丁目 19	浜田 2-19-16	30	55	20	15
6922	山田二丁目 22	山田 2-22-2-1	110	60	15	5
6923	宮の町三丁目 6	宮の町 3-6-27	70	40	10	5
6924	山田二丁目 17	山田 2-17-2	60	40	10	6
6925	山田四丁目 16	山田 4-16-16	150	40	10	8
6926	みくまり三丁目 2	みくまり 3-2-7	110	30	10	5
6927	青崎東 10	青崎東 10-2	100	70	16	17

6998	城ヶ丘 16	城ヶ丘 16-23	160	40	9	20
人工斜面 5 戸以上		位置	斜面延長 (m)	傾斜 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)
423	瀬戸ハイム四丁目 5	瀬戸ハイム 4-5-12	40	45	20	6
424	瀬戸ハイム四丁目 1	瀬戸ハイム 4-1-10	50	50	15	6
425	桜ヶ丘 6	桜ヶ丘 6-1	180	45	10	21
426	桜ヶ丘 2	桜ヶ丘 2-1	150	40	10	16
428	宮の町三丁目	宮の町 3-7-18	140	60	10	23
430	桜ヶ丘 12	桜ヶ丘 12-6	130	50	20	23
431	山田四丁目 12	山田 4-12-2	60	40	10	5
876	清水ヶ丘 22	清水ヶ丘 22-15	210	60	14	20
877	桃山二丁目 3	桃山 2-3-5	50	55	20	10
878	宮の町五丁目 3	宮の町 5-3-6	40	70	10	7
879	山田一丁目 7	山田 1-7-38	100	66	10	15
984	桜ヶ丘 10	桜ヶ丘 10-1	100	50	8	13
自然斜面 1 ～ 4 戸		位置	斜面延長 (m)	傾斜 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)
409	瀬戸ハイム三丁目 4	瀬戸ハイム 3-4-33	20	30	12	2
6247	雲助裏	堂所 19-1	50	50	20	1
6248	山田二丁目 20	山田 2-20-3	20	35	6	1
6249	みくまり三丁目 8	みくまり 3-8-2	35	60	5	2
6250	みくまり三丁目 1	みくまり 3-1-1	35	30	10	3
人工斜面 1 ～ 4 戸		位置	斜面延長 (m)	傾斜 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)
632	出雲大社裏	堂所 19-1	70	60	10	1

(4) 山地災害危険地区

危険地種別	危険地区番号	位 置	危険地区の面積 (ha)
山腹崩壊	302-1	堂所	0.73
山腹崩壊	302-2	石コロヒ	0.26
山腹崩壊	302-3	桜が丘	0.12
山腹崩壊	302-4	石コロヒ	0.25
山腹崩壊	302-5	花立山	0.50
山腹崩壊	302-6	清水ヶ丘	0.31
山腹崩壊	302-7	清水ヶ丘	0.16
山腹崩壊	302-8	烏帽子岩	0.37
山腹崩壊	302-9	柳迫山	0.76
山腹崩壊	302-10	山田二丁目	0.11

山腹崩壊	302-11	長尾山	0.33
山腹崩壊	302-12	長尾山	0.10
山腹崩壊	302-13	塚原山	0.09
山腹崩壊	302-14	揚倉山	0.51
山腹崩壊	302-15	宮の町四丁目	0.11
山腹崩壊	302-16	宮の町三丁目	0.33
山腹崩壊	302-17	山田五丁目	0.59
山腹崩壊	302-18	山田五丁目	0.17
山腹崩壊	302-19	瀬戸ハイム四丁目	0.51
山腹崩壊	302-20	瀬戸ハイム四丁目	0.10
山腹崩壊	302-21	瀬戸ハイム三丁目	0.48
山腹崩壊	302-22	茂陰二丁目	0.15
山腹崩壊	302-23	浜田四丁目	0.15
山腹崩壊	302-24	茂陰二丁目	0.17
山腹崩壊	302-25	鹿籠二丁目	0.47
山腹崩壊	302-26	蛇拔山	0.42
山腹崩壊	302-27	鹿籠二丁目	0.43
山腹崩壊	302-28	柳ヶ丘	0.22
山腹崩壊	302-29	柳ヶ丘	0.40
山腹崩壊	302-30	堂所	0.65
崩壊土砂流出	302-1	堂所	0.48
崩壊土砂流出	302-2	堂所	0.20
崩壊土砂流出	302-3	堂所	0.05
崩壊土砂流出	302-4	堂所	0.11
崩壊土砂流出	302-5	堂所	0.05
崩壊土砂流出	302-6	花立山	0.14
崩壊土砂流出	302-7	花立山	1.67
崩壊土砂流出	302-8	花立山	0.11
崩壊土砂流出	302-9	烏帽子岩	0.18
崩壊土砂流出	302-10	柳迫山	0.33
崩壊土砂流出	302-11	烏帽子岩	0.15
崩壊土砂流出	302-12	柳迫山	0.41
崩壊土砂流出	302-13	長尾山	0.11
崩壊土砂流出	302-14	小勝負山	0.66

崩壊土砂流出	302-15	山田五丁目	0.12
崩壊土砂流出	302-16	山田四丁目	0.10
崩壊土砂流出	302-17	山田四丁目	0.91
崩壊土砂流出	302-18	揚倉	0.24
崩壊土砂流出	302-19	山田五丁目	0.24
崩壊土砂流出	302-20	蛇拔山	0.21
崩壊土砂流出	302-21	蛇拔山	0.56
崩壊土砂流出	302-22	蛇拔山	0.21
崩壊土砂流出	302-23	蛇拔山	0.96
崩壊土砂流出	302-24	蛇拔山	0.83
崩壊土砂流出	302-25	蛇拔山	1.75
崩壊土砂流出	302-26	蛇拔山	0.22

(5) 砂防指定地

番号	水系名 幹川名	溪流名	指定地の範囲	指定年月日 告示番号	延長 (m)	面積 (ha)
1	太田川 水系 榎川	御衣尾川	安芸郡府中町字花立山 139 の 1 同町字石コロヒ山 71～76、78～84、93、94 合併、95、116～121、 122 の 2、123～130 同町字堂所 13～15、18、20～48、49 の 1、49 の 2、50～63、65、 66～70 同町字鍋谷山 1310 の 1、1310 の 2	T8.2.5 内告 7	2,200	246.00
2	太田川 水系 榎川	御衣尾川	安芸郡府中町堂所 10、17、19 の 1、19 の 2、10 番地地先より 17 番 地地先に至る府中大川支川御衣尾川の河川敷地。	S4.7.25 内告 247	200	4.00
3	太田川 水系 八幡川	上八幡川	安芸郡府中町字八幡 4041 番地の上流筆境を対岸に延長した線から 同町字山越 3747 番地の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の 上八幡川の川の中心から左右各岸 30 メートルまでの区域及び同番 地の下流筆境を対岸に延長した線から八幡川合流点に達するまで の区間の上八幡川の川の中心から左右各岸 5 メートルまでの区域。	S46.12.6 建告 1948	1,250	26.51
4	太田川 水系 榎川	榎川支川 19 左支溪	安芸郡府中町瀬戸ハイム三丁目 3996 番 1 地内三級基準点 3-1 を基 準点とし、次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 8 号までを順次結 んだ線及び標柱 1 号と 8 号を結んだ線に囲まれた土地の区域。 安芸郡府中町字蛇拔山 617 番 2 2 号及び 4 号 620 番 1 号、3 号及び 6 号から 8 号まで 633 番 2 5 号	R4.5.13 国告 544	150	0.6983

5	太田川 水系 榎川	榎川支川 5	広島県安芸郡府中町字烏帽子岩、字新宮及び同町みくまり一丁目の区域内の土地のうち、次の1点から13点までを順次結んだ線及び1点と13点を結んだ線に囲まれた土地の区域 1点 北緯34度24分04秒1720 東経132度31分04秒4685 2点 北緯34度24分04秒5397 東経132度31分04秒4912 3点 北緯34度24分05秒6664 東経132度31分05秒2511 4点 北緯34度24分05秒8846 東経132度31分08秒8523 5点 北緯34度24分05秒5149 東経132度31分09秒0945 6点 北緯34度24分03秒8733 東経132度31分06秒5287 7点 北緯34度24分03秒7910 東経132度31分06秒3227 8点 北緯34度24分03秒4982 東経132度31分05秒6081 9点 北緯34度24分03秒4574 東経132度31分05秒1163 10点 北緯34度24分02秒5737 東経132度31分04秒7864 11点 北緯34度24分02秒4979 東経132度31分04秒3653 12点 北緯34度24分03秒4706 東経132度31分04秒6338 13点 北緯34度24分03秒7673 東経132度31分04秒8680	R6. 4. 5 国告 352	155	0. 5512
---	-----------------	-----------	---	--------------------	-----	---------

3 土砂災害防止法に基づく指定区域

(1) 土石流

番号	学校区	区域名	所在地	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
1	府中北小学校区	榎川支川 3(244-1)	桜ヶ丘	○	○
		榎川支川 3(244-2)	桜ヶ丘		
2	府中北小学校区	榎川支川 5(245-1)	みくまり一丁目	○	○
		榎川支川 5(245-2)	みくまり一丁目		
3	府中北小学校区	榎川支川 6(246)	みくまり一丁目	○	○
4	府中北小学校区	榎川支川 4(1250a)	桜ヶ丘	○	○
5	府中北小学校区	榎川支川 4(1250b)	桜ヶ丘	○	○
6	府中北小学校区	榎川支川 7(1251)	みくまり一丁目	○	○
7	府中北小学校区	榎川支川 1(6369a)	みくまり三丁目	○	○
8	府中北小学校区	榎川支川 1(6369b)	みくまり三丁目	○	○
9	府中北小学校区	榎川支川 2(6370)	みくまり三丁目	○	○
10	府中東小学校区	榎川支川(247)	山田二丁目	○	○
11	府中東小学校区	榎川支川(249-1)	山田四丁目	○	○
		榎川支川(249-2)	山田四丁目		
12	府中東小学校区	榎川支川(250)	山田四丁目	○	○
13	府中東小学校区	榎川支川(6372)	山田四丁目	○	○
14	府中東小学校区	榎川支川(6372 隣)	山田四丁目	○	
15	府中東小学校区	榎川支川(1253)	山田四丁目	○	
16	府中東小学校区	榎川支川(1254)	瀬戸ハイム四丁目	○	○
17	府中東小学校区	榎川支川(1255a)	瀬戸ハイム四丁目	○	○
18	府中東小学校区	榎川支川(1255b)	瀬戸ハイム四丁目	○	○
19	府中東小学校区	榎川支川(6373)	瀬戸ハイム四丁目	○	○
20	府中東小学校区	榎川支川(1256)	瀬戸ハイム二丁目	○	○
21	府中東小学校区	八幡川支川(1257)	瀬戸ハイム三丁目	○	○
22	府中東小学校区	榎川支川 (1256 隣)	瀬戸ハイム三丁目	○	
23	府中東小学校区	榎川支川(247-2)	山田二丁目	○	○
24	府中中央小学校区	八幡川支川(252)	八幡三丁目	○	○
25	府中中央小学校区	八幡川支川(1258)	八幡四丁目	○	
26	府中中央小学校区	八幡川支川(253)	八幡四丁目 広島市安芸区船越二丁目	○	

(2) 急傾斜地の崩壊

番号	学校区	区域名	所在地	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
1	府中北小学校区	温品町 202 (25)	広島市東区温品町 みくまり三丁目	○	○
2	府中北小学校区	桜ヶ丘 (6917)	桜ヶ丘	○	○

3	府中北小学校区	みくまり三丁目 (666)	みくまり三丁目	○	○
4	府中北小学校区	みくまり三丁目 (666-1)	みくまり三丁目	○	○
5	府中北小学校区	清水ヶ丘 (664)	清水ヶ丘	○	○
6	府中北小学校区	清水ヶ丘 (4854-1)	清水ヶ丘	○	○
7	府中北小学校区	石井城 (4854-2)	石井城二丁目	○	○
8	府中北小学校区	温品町 (4861)	広島市東区温品町 城ヶ丘	○	○
9	府中北小学校区	みくまり一丁目 7 (6916)	みくまり一丁目	○	○
10	府中北小学校区	桜ヶ丘 (425)	桜ヶ丘	○	○
11	府中北小学校区	清水ヶ丘 9 (876-1)	清水ヶ丘	○	
12	府中北小学校区	清水ヶ丘 1 (876-2)	清水ヶ丘	○	○
13	府中北小学校区	堂所 (6247)	堂所	○	○
14	府中北小学校区	石コロヒ (6247-1)	府中町	○	○
15	府中北小学校区	石コロヒ (6247-2)	府中町	○	○
16	府中北小学校区	みくまり三丁目 (6250)	みくまり三丁目	○	○
17	府中北小学校区	みくまり三丁目 1 (6250-1)	みくまり三丁目	○	○
18	府中東小学校区	山田一丁目 2 (4855)	山田一丁目	○	○
19	府中東小学校区	山田一丁目 7 (879-1)	宮の町四丁目	○	○
20	府中東小学校区	山田二丁目 8 (4862)	山田二丁目	○	○
21	府中東小学校区	山田二丁目 22 (6922)	山田二丁目	○	○
22	府中東小学校区	山田四丁目 16 (6925)	山田四丁目	○	○
23	府中東小学校区	山田二丁目 17 (542-1)	山田四丁目	○	○
24	府中東小学校区	山田四丁目 (544)	山田四丁目	○	○
25	府中東小学校区	出雲大社裏 (632)	堂所	○	○
26	府中東小学校区	瀬戸ハイム二丁目 8 (4856-1)	山田五丁目	○	○
27	府中東小学校区	瀬戸ハイム四丁目 11 (4857)	瀬戸ハイム四丁目	○	○
28	府中東小学校区	瀬戸ハイム三丁目 6 (6919)	瀬戸ハイム三丁目	○	○
29	府中東小学校区	瀬戸ハイム三丁目 6 (6919-1)	瀬戸ハイム三丁目	○	
30	府中東小学校区	宮の町五丁目 3 (878)	宮の町五丁目	○	○
31	府中東小学校区	宮の町五丁目 3 (878-1)	瀬戸ハイム三丁目	○	○
32	府中東小学校区	瀬戸ハイム四丁目 11 (4857-1)	山田五丁目	○	○
33	府中東小学校区	山田四丁目 (544-1)	山田五丁目	○	○
34	府中小小学校区	宮の町三丁目 (428)	宮の町三丁目	○	○
35	府中中央小学校区	茂陰二丁目 2 (663)	茂陰二丁目	○	○
36	府中中央小学校区	茂陰二丁目 6 (6920-1)	浜田一丁目	○	
37	府中中央小学校区	茂陰二丁目 6 (6920-2)	緑ヶ丘	○	
38	府中中央小学校区	浜田二丁目 16 (4859)	浜田二丁目	○	○
39	府中中央小学校区	柳ヶ丘 1 (4858)	柳ヶ丘	○	○
40	府中中央小学校区	柳ヶ丘 1 (4858-1)	八幡一丁目	○	○

41	府中中央小学校区	柳ヶ丘 1 (4858-2)	八幡一丁目	○	○
42	府中中央小学校区	柳ヶ丘 1 (4858-3)	八幡四丁目	○	○
43	府中中央小学校区	八幡四丁目 12 (547-1)	八幡三丁目	○	○
44	府中中央小学校区	八幡四丁目 12 (547)	八幡四丁目	○	○
45	府中南小学校区	鹿籠一丁目 15 (6918)	鹿籠一丁目	○	○
46	府中南小学校区	鹿籠二丁目 (546)	鹿籠二丁目	○	○
47	府中南小学校区	鹿籠一丁目 15 (6918-1)	千代	○	○
48	府中南小学校区	鹿籠二丁目 (546-1)	柳ヶ丘	○	○
49	府中南小学校区	桃山二丁目 3 (877)	桃山二丁目	○	○
50	府中南小学校区	鹿籠二丁目 (546-2)	柳ヶ丘	○	
51	府中南小学校区	青崎東 10 (6927-1)	青崎東	○	○
52	府中南小学校区	柳ヶ丘 85 (4860)	柳ヶ丘 広島市安芸区船越一丁目	○	○
53	府中南小学校区	柳ヶ丘 85 (4860-1)	柳ヶ丘	○	○
54	府中南小学校区	青崎東 10 (6927-2)	青崎東	○	
55	府中南小学校区	青崎東 10 (6927-3)	青崎東	○	○
56	府中南小学校区	鹿籠一丁目 15 (6918-2)	鹿籠一丁目	○	○
57	府中南小学校区	鹿籠二丁目 (546-3)	鹿籠二丁目	○	○

4 町が災害の危険があるとして、把握している急傾斜地崩落危険箇所

地 区 名	区 分	災害発生時被害予想	
		戸数 (人数)	公共施設
該当箇所なし			

資料－１６ 災害危険区域に所在する要配慮者利用施設

要配慮者利用施設一覧

番号	施設名称	住所	施設区分	対象災害（該当に○印）		
				土砂	洪水	津波
1	府中小学校	本町 2-15-2	学校		○	
2	府中南小学校	柳ヶ丘 51-25	学校	○		
3	府中中央小学校	浜田 2-6-1	学校	○	○	
4	府中北小学校	清水ヶ丘 23-1	学校	○		
5	府中中学校	宮の町 5-4-28	学校	○		
6	府中緑ヶ丘中学校	緑ヶ丘 3-18	学校	○		
7	安芸府中高等学校	山田 5-1-1	学校	○		
8	シンギュラリティ高等学校	青崎南 5-11	学校		○	○
9	りゅうせん幼稚園	山田 1-2-53	幼稚園	○	○	
10	府中ひかり幼稚園	鶴江 1-13-25	幼稚園		○	
11	桃山幼稚園	青崎中 25-1	幼稚園		○	○
12	府中南幼稚園	鹿籠 2-13-5	幼稚園		○	
13	こばと幼稚園	茂陰 1-2-10	幼稚園		○	
14	府中みくまり病院	みくまり 3-1-11	病院	○		
15	マツダ病院	青崎南 2-15	病院		○	○
16	藤東クリニック	茂陰 1-1-1	診療所		○	
17	府中小学校区放課後児童クラブ	本町 2-15-2	放課後児童クラブ		○	
18	府中中央小学校区放課後児童クラブ	浜田 2-6-1	放課後児童クラブ	○		
19	児童センターハッピーズ	本町 5-3-8 2F	児童福祉施設		○	
20	児童センターバンビーズ	鹿籠 1-21-3 2F	児童福祉施設		○	
21	第二府中ひかり保育園	本町 1-14-12	保育所		○	○
22	府中ひかり保育園	本町 2-16-19	保育所		○	
23	こんごう保育園	浜田 2-2-6	保育所		○	
24	府中なかよし保育園	大須 3-4-16-1	保育所		○	○

25	ピッコロゴード保育園	浜田本町 7-13	保育所		○	
26	こんごうさくら保育園	茂陰 2-2-21	保育所		○	○
27	若竹こども園	鹿籠 1-20-33	認定こども園		○	
28	アール KIDS	青崎中 24-23-201	小規模保育施設		○	○
29	みなみの風保育園	鹿籠 2-13-8	小規模保育施設		○	
30	府中 kids 保育園	大須 3-8-28	認可外保育施設		○	○
31	たからの保育園	大須 4-1-58-104	認可外保育施設		○	○
32	マツダ病院にこにこキッズ園	青崎南 2-15	事業所内保育施設		○	○
33	病児保育室ダンボ	青崎中 24-26	病児保育施設		○	○
34	児童発達支援・放課後等デイサービス YELL	山田 2-2-15	障害者施設等		○	
35	相談支援事業所モア	山田 2-2-15	障害者施設等		○	
36	Kaji ツ子 Base	宮の町 2-9-20	障害者施設等		○	
37	児童デイサービス クローバー みやのまち	宮の町 2-15-24	障害者施設等		○	
38	morrays 府中店	宮の町 4-22-27	障害者施設等		○	
39	kids space リフライズ府中	本町 1-4-1 吉田ビル 101	障害者施設等		○	
40	kids space リフライズ府中本町	本町 2-16-38	障害者施設等		○	
41	放課後等デイサービス虹の子ども府中	本町 3-1-7 コーポラス司 102	障害者施設等		○	
42	WIND えのみや	本町 3-11-9	障害者施設等		○	
43	児童デイサービスりらくす府中	本町 4-3-12	障害者施設等		○	
44	こばんはうすさくら広島府中第 2 教室	本町 4-4-15 ハイライツフジ	障害者施設等		○	
45	Casa Viva	本町 4-7-1-301	障害者施設等		○	
46	ゆめラボ府中教室	本町 5-1-6	障害者施設等		○	
47	Casa Clara	本町 5-11-8	障害者施設等		○	
48	児童デイサービス クローバー	鶴江 2-14-20-102	障害者施設等		○	
49	児童発達支援・放課後等デイサービス 獅子舞	鶴江 2-20-5-201	障害者施設等		○	
50	kids space リフライズジュニア	鶴江 2-20-15 ロイヤルビュー石原 101	障害者施設等		○	
51	こばんはうすさくら広島府中教室	八幡 4-6-28	障害者施設等	○		

52	こどもと家族の育ちサポート スコレー	青崎中 24-30	障害者施設等		○	○
53	児童発達支援虹の子どもキッズ	大須 1-17-12-102	障害者施設等		○	○
54	kids space リフライズ リトリート府中	大須 1-17-12-203	障害者施設等		○	○
55	デジタルアートセンター	大須 1-17-14 シンパタビル 1F	障害者施設等		○	○
56	kids space リフライズ府中大須	大須 3-7-14 フジミビル広島府中 2F	障害者施設等		○	○
57	デジタルアートセンタープラス	大通 1-1-36	障害者施設等		○	
58	ほーぷデイサービスセンター・キララ	大通 2-1-4 2F	障害者施設等		○	
59	キッズウィル plus	桃山 1-15-4	障害者施設等		○	
60	すみっこテラス	茂陰 1-8-7	障害者施設等		○	
61	活リハ トパーズ安芸府中	宮の町 4-17-19 1F	介護施設等		○	
62	小規模多機能ホームなだの郷府中	本町 2-1-9	介護施設等		○	
63	デイサービスセンターとまりぎ	本町 4-11-2	介護施設等		○	
64	アヴィラージュ広島府中	鶴江 2-2-6	介護施設等		○	
65	府中みどり園	浜田 1-6-7	介護施設等		○	
66	小規模多機能ホーム府中みどり園	浜田 2-3-25	介護施設等		○	
67	グループホームふれあい大須	大須 4-5-6	介護施設等		○	○
68	リハビリデイサービス笑う門	大通 1-1-25	介護施設等		○	
69	カープヒルズ広島府中	茂陰 1-10-21	介護施設等		○	
70	デイサービスカープ広島府中	茂陰 1-10-21	介護施設等		○	
71	府中福寿苑	茂陰 2-6-2	介護施設等	○	○	

資料－１７ 災害記録

府中町の過去の災害記録

年月日		災害の概要	摘要
明治 22 年	7 月	台風、洪水 修築を要する被害箇所は 100 余箇所	復旧費総額 4,464 円 72 銭
明治 28 年	7 月 24 日	台風、小被害	
明治 29 年	8 月 18 日	台風、府中村外 4 カ村県へ補助金申請	
明治 33 年	8 月 19 日	台風、小被害	
明治 37 年	4 月 26 日	台風、砂崎川堤防（宇陽屋八幡通）決壊、下榑道路及び八幡道破損	
明治 38 年	8 月 7 日	大雨、大洪水 死者 2 人 家屋流失 15 戸 榎木川ほか数カ所の堤防決壊し、道路・橋梁の破損 流失数 10 カ所	総降雨量 119.1 mm 1 時間最大雨量 73.0 mm 被害総額 3,000 円
明治 40 年	7 月	大雨、小被害	
明治 41 年	8 月	台風、小被害	
明治 42 年	9 月	台風、小被害	
明治 43 年	9 月 6 日より数日	台風、大川のうち経免・辻の治水堤防が破壊または土砂流失	修理費 135 円 60 銭計上
明治 44 年		大雨、榎川・青崎堤防破損	
明治 45 年	9 月	台風、堤防延間数 25 間、道路 105 間の被害	
大正 3 年		台風、本灘堤防決壊、青崎、出汐堤防決壊	復旧費 335 円 （県被害） 6 月 3 日 8 月 25 日～26 日 9 月 14 日 9 月 30 日
大正 11 年	7 月 3 日～5 日	大雨、鶴江、相安、経免橋流失	（県下大雨） 7 月 3 日～5 日 総降雨量 151.2 mm 1 時間雨量 29.3 mm
大正 12 年	6 月 20 日～22 日	大雨、溜池決壊 4 カ所、堤防決壊 3 カ所、収穫皆無地 6 町 4 反	（県下）6 月 22 日 総降雨量 289.4 mm 1 時間最大雨量 19.8 mm
大正 15 年	9 月 11 日	大雨 死亡者 3 名、負傷者 3 名、家屋全流出 10 戸、全潰 10 戸、全埋没 49 戸、半壊埋没 42 戸、床上土砂流入 29 戸、水稻減収、収穫皆無 490 反、5 割以上減少ものの 560 反、橋梁の流失したもの土橋、榎川橋をはじめとして 20	総降雨量 357.7 mm 1 時間最大雨量 79.2 mm
昭和 3 年	6 月 24 日	大雨、榎川筋堤防 200 間破損	（県下被害）6 月 24 日 総降雨量 114.0 mm 1 時間最大雨量 25.0 mm
昭和 5 年	8 月 12 日～13 日	台風、流失家屋 1 戸、堤防決壊 11 カ所、道路流失及び破損 14 カ所、田畑宅地流失埋没 14 町、浸水 128 町、山崩れ 9 カ所	総降雨量 223.3 mm 1 時間最大雨量 53.5 mm
昭和 17 年	6 月 24 日	台風、茂陰、外新開堤防破壊	総降雨量 46.1 mm 1 時間最大雨量 45.3 mm
昭和 20 年	9 月 17 日	台風（枕崎台風）床上浸水 4 戸、堤防決壊 1 箇所、流出田 5,969 冠水田 19,835	総降雨量 197.1 mm 1 時間最大雨量 57.1 mm

昭和 25 年	9 月 7 日	台風（ジェーン台風）道路、堤防橋梁等損壊 18 箇所	総降雨量 139.6 mm 1 時間最大雨量 70.4 mm
昭和 29 年	9 月 26 日	台風（台風 15 号）	総降雨量 100.1 mm 1 時間最大雨量 16.2 mm
昭和 32 年	7 月 1 日 ～5 日	大雨、冠水田 50 町歩、床下浸水 250 戸、崖くずれ 2 箇所	総降雨量 251.7 mm 1 時間最大雨量 26.4 mm
昭和 36 年	7 月	大雨 床下浸水 135 戸、土砂流出 1 箇所	
昭和 40 年	7 月 18 日 ～21 日	大雨 全壊家屋 4 戸、半壊家屋 2 戸、床上浸水 107 戸、床下浸水 99 戸、堤防・道路・橋梁・崖くずれ等 66 箇所	被害総額 3,400 万円 町の施設災害復旧工事 55 件 27,621 千円 総降雨量 290.3 mm 1 時間最大雨量 34.6 mm
	7 月 23 日	大雨 一部損壊家屋 1 戸、床上浸水 20 戸、床下浸水 892 戸、田畑の冠水 31ha、堤防、農道の損壊 4 箇所	被害総額 205 千円 総降雨量 118.2 mm 1 時間最大雨量 34.6 mm
昭和 41 年	9 月 16 日 ～19 日 9 月 23 日 ～25 日	大雨、水路・農道等崩壊等	施設災害復旧工事 5 件 1,934 千円 総降雨量 319.2 mm 1 時間最大雨量 15.4 mm
昭和 42 年	7 月 8 日 ～9 日	大雨、山くずれ、道路等崩壊	災害復旧工事 13 件 1,834 千円 総降雨量 195.9 mm 1 時間最大雨量 27.4 mm
昭和 44 年	6 月 30 日 ～ 7 月 1 日	大雨 道路河川一部崩壊等	災害復旧工事 26 件 3,826 千円 総降雨量 218.5 mm 1 時間最大雨量 21.5 mm
	7 月 7 日 ～8 日	大雨 崖くずれ、土砂くずれ	
昭和 45 年	8 月 15 日	台風 道路、水路等の崩壊、井手の土砂くずれ等	災害復旧工事 13 件 2,438 千円 総降雨量 103.5 mm 1 時間最大雨量 21.0 mm
昭和 46 年	7 月 22 日 ～23 日	大雨 崖くずれ（朝泊）	災害復旧工事 14 件 4,474 千円 総降雨量 82.5 mm 1 時間最大雨量 18.0 mm
	8 月 5 日	台風 林道一部崩壊等	総降雨量 66.5 mm 1 時間最大雨量 14.0 mm
昭和 47 年	6 月 10 日 ～14 日	大雨 受田川法面くずれ、床下浸水（220 戸）等	災害復旧工事 14 件 9,162 千円 総降雨量 227.5 mm 1 時間最大雨量 30.0 mm
	7 月 10 日 ～13 日	大雨 山くずれ等（桃山、青崎東）他	総降雨量 205.5 mm 1 時間最大雨量 19.0 mm
	8 月 20 日 ～21 日	大雨 崖くずれ（千代東）	総降雨量 161.0 mm 1 時間最大雨量 21.0 mm
昭和 48 年	9 月 13 日	大雨 林道、水路一部崩壊	災害復旧工事 2 件 1,500 千円 総降雨量 90.5 mm 1 時間最大雨量 21.0 mm
昭和 49 年	6 月 4 日	大雨 八幡川溢水床下浸水（111 戸八幡他） 道路冠水（向洋駅前、茂陰、浜田地区）	災害復旧工事 10 件 2,723 千円 総降雨量 73.5 mm 1 時間最大雨量 24.0 mm
	7 月 15 日 ～18 日	大雨 床下浸水（160 戸青崎他）、路肩崩れ等	総降雨量 184.5 mm 1 時間最大雨量 23.0 mm

昭和 50 年	8 月 17 日	大雨 床下浸水（125 戸、鹿籠中他） 茶臼林道一部崩壊	災害復旧工事 1 件 1,800 千円 総降雨量 97.0 mm 1 時間最大雨量 37.0 mm
昭和 51 年	9 月 8 日 ～13 日	台風（17 号） 床下浸水（10 戸）、崖くずれ、倒木等	総降雨量 224.5 mm 1 時間最大雨量 17.5 mm
昭和 52 年	4 月 15 日	大雨 床下浸水（221 戸）	総降雨量 49.0 mm 1 時間最大雨量 23.0 mm
昭和 54 年	6 月 26 日 ～7 月 2 日	大雨 山くずれ、道路破損、床上浸水等 4 7 箇所	災害復旧工事 10 件 26,930 千円 総降雨量 423.0 mm 1 時間最大雨量 27.0 mm
	9 月 7 日	大雨 山崩れ、床下浸水（11 戸）	総降雨量 49.0 mm 1 時間最大雨量 26.0 mm
昭和 55 年	8 月 22 日 ～23 日	大雨 八幡川溢水床下浸水（142 戸） 林道崩壊、道路里道陥没 山崩れ等 17 箇所	災害復旧工事 13 件 18,759 千円 総降雨量 91.5 mm 1 時間最大雨量 23.0 mm
	8 月 30 日 ～31 日	大雨 床下浸水（656 戸） 林道法面崩れ・道路里道石積崩壊・山崩れ 17 箇所	総降雨量 116.5 mm 1 時間最大雨量 170 mm
昭和 57 年	8 月 25 日	大雨 家屋一部損壊（1 戸） 床上・床下浸水（656 戸） 河川一部崩壊（10 箇所） 道路一部損壊（7 箇所） 林道一部損壊（18 箇所）	災害復旧工事 57,607 千円 総降雨量 214.5 mm 1 時間最大雨量 49.5 mm
昭和 58 年	8 月 25 日	大雨 床下浸水（16 戸）	総降雨量 58.0 mm 1 時間最大雨量 19.0 mm
	9 月 27 日 ～28 日	大雨 床下浸水（96 戸） 河川一部損壊（2 箇所） 土砂崩れ（8 箇所）	災害復旧工事 607 千円 総降雨量 211.0 mm 1 時間最大雨量 25.0 mm
昭和 59 年	6 月 24 日 ～7 月 3 日	大雨 崖崩れ（3 箇所）、河川一部損壊（2 箇所） 林道一部損壊	
	8 月 12 日 ～14 日	山林火災 鍋谷山山林（民有林） 焼失面積 18ha	損害額 1,500 万円 負傷者 3 名 災害対策本部設置 8 月 12 日 13:40
昭和 60 年	6 月 24 日 ～7 月 1 日	大雨 床下浸水（44 戸） 河川一部損壊（4 箇所） 道路一部損壊（6 箇所） 土砂崩れ（33 箇所） その他（8 箇所）	災害復旧工事 18,301 千円 1 時間最大雨量 25.5 mm
昭和 62 年	7 月 2 日 ～3 日	大雨 床下浸水（11 戸）	総降雨量 605.0 mm 1 時間最大雨量 30.0 mm
	7 月 14 日	大雨 床下浸水（69 戸）	総降雨量 79.0 mm 1 時間最大雨量 39.0 mm
	8 月 13 日	大雨 床下浸水（87 戸）、床上浸水（1 戸）	1 時間最大雨量 49.0 mm
平成元年	7 月 12 日 ～13 日	大雨 林道一部路肩崩壊 道路一部損壊 床下浸水（17 戸）	災害復旧工事 9,026 千円 総降雨量 99.0 mm 1 時間最大雨量 24.5 mm
	11 月 8 日	大雨 床下浸水（117 戸） 床上浸水（1 戸）	降雨量 70.5 mm 1 時間最大雨量 27.0 mm
平成 2 年	8 月 22 日	大雨 床下浸水（2 戸）	総降雨量 87.5 mm 1 時間最大雨量 29.0 mm
	6 月 13 日 ～14 日	大雨 床下浸水（18 戸）	総降雨量 92.0 mm 1 時間最大雨量 34.0 mm
	7 月 4 日 ～5 日	大雨 床下浸水（2 戸）	総降雨量 150.0 mm 1 時間最大雨量 31.0 mm

平成 3 年	9 月 27 日	台風 (19 号) 床下浸水 (15 戸) 公共施設損傷 負傷者 (3 人)	最大瞬間風速 58.9m/ s 被害総額 36,908 千円 総雨量 4.5 mm
平成 5 年	9 月 2 日 ～4 日	台風 (13 号)	災害 (警戒) 本部設置 避難所開設 (避難者 26 名) 災害復旧工事 13 件 16,790 千円 総降雨量 78.0 mm
平成 16 年	9 月 7 日	台風 (18 号) 強風 半壊 (4 件) 一部損壊 (162 件) 公共施設損傷	災害対策本部設置 自主避難 2 世帯 5 人 最大瞬間風速 60.2m/ s 被害総額 20,677 千円 総雨量 39.0 mm
	9 月 29 日	台風 (21 号) 負傷者 (1 人) 一部損壊 (1 件)	災害 (警戒) 本部設置 総雨量 56.0 mm
	10 月 29 日	台風 (23 号) 土砂崩れ (1 箇所)	災害 (警戒) 本部設置 被害総額 124 千円 総雨量 59.0 mm
平成 30 年	7 月 6 日 ～7 日 ・10 日	平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年 7 月豪雨に伴う 榎川越水 軽傷者 (2 人) 土砂災害 (27 箇所)、浸水害 (榎川) 住家等被害 (135 件) 企業・店舗等の被害 (6 件) 公共施設損傷	災害 (非常) 本部設置 総雨量 431.0 mm 1 時間最大雨量 65.0 mm 避難者累計 2,258 人

資料－１８ 広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震

１ 広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震

広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震を表１に示す。

なお、主な歴史地震を発生メカニズムによって分類すると表２のとおりである。

表１－広島県に被害を及ぼした主な地震とその被害状況

発生年	地震名	マグニ チュード	被害の概要
慶安２年 (1649年) 3月17日	芸予地震	7.4± 0.25	広島にて侍屋敷、町屋少々潰・破損多し。
貞享２年 (1686年) 1月4日	芸予地震	7.0～ 7.4	広島城廻その他少しずつ破損したが大破ではなく、広島県中西部199ヶ村で被害。合計で家損147軒、蔵損39軒、社3、寺5、土手4,734間、石垣損857.5間、田畑損1.19町、死2、死牛馬3。宮嶋で大宮・五重塔などの屋根、瓦少損。石垣・井垣崩れあり。備後三原城の石垣はらみだす。錦帯橋橋台落ち、岩国で塀われ瓦落ちる。
宝永４年 (1707年) 10月28日	宝永地震	8.4	全国広範囲で大被害。備後三原城で石垣はらみ、潰家多く、広島で城堀の水が路上に溢れ石垣の崩壊あり（町・郡内で全潰家屋78、半潰68）。
嘉永７年 安政元年※ (1854年) 12月24日	安政南海地震	8.4	前日の安政東海地震とともに、全国広範囲で大被害。広島では屋根の揺れ幅が1.6～1.7尺（0.5m）であった。
嘉永７年 安政元年※ (1854年) 12月26日	伊予西部	7.3～ 7.5	安政東海地震、安政南海地震と時期的に接近し、記録からは被害が分離できない。広島では、安政南海地震と同じぐらいの揺れに感じられたという。
安政４年 (1857年) 10月12日	芸予地震	7.25± 0.5	三原で藩主の石塔など破損。広島で家屋の破損あり。呉で石垣崩れ、門倒れなどあり。郷原（呉市）で土堤割れなどあり。
明治５年 (1872年) 3月14日	浜田地震	7.1± 0.2	中野村（北広島町）で亀裂（延長500m）を生じ、家土蔵半潰15、橋梁落下2を生じた。広島県内各地で小被害、家屋倒壊もあった。
明治38年 (1905年) 6月2日	芸予地震	6.7	沿岸部、特に広島、呉、江田島、宇品で揺れが強かった。広島監獄は埋立地にあり、第14工場が倒潰し死者2、負傷者22を出した。その他瓦、壁土、庇の墜落がり、広島駐車場の入口の庇と廊下が倒れ負傷者11、宇品は明治17年以降の埋立地で被害大きく、江田島の兵学校内にも亀裂や建物の被害があった。

※寛永7年11月27日 安政に改元

発生年	地震名	マグニ チュード	被害の概要						
			被害総括						
			郡市	死	傷	全潰	半潰	破損	煙突 損壊
			広島市	4	70	36	20	25	25
			呉市	6	86	5 (51)	25 (57)	(5, 957)	
			安芸郡	1	1	1	1		
			賀茂郡		2	5		14	1
			佐伯郡			2	1		
			安佐郡		1	7		1	
			計	11	160	56	47	40	26
出典：地震予防調査会報告、1905、No. 53 ()内は、中央気象台の記録									
昭和 21 年 (1946 年) 12 月 21 日	南海地震	8.0	全国広範囲で大被害。広島県で負傷者 3、住家全壊 19、半壊 42、非住家全壊 30、半壊 32、道路損壊 2						
昭和 24 年 (1949 年) 7 月 12 日	安芸灘	6.2	呉で死者 2、道路の亀裂多く、水道管の破断、山林の一部崩壊などの被害があった。						
平成 11 年 (1999 年) 7 月 6 日	広島県 南東部	4.5	負傷者 1 (震度 4) 物的被害なし [広島県調べ]						
平成 12 年 (2000 年) 10 月 6 日	鳥取県 西部地震	7.3	震源近傍では震度 6 弱～6 強となり、鳥取県を中心に負傷者 182 名、住家は全壊 435 棟、半壊 3,101 棟、一部損壊 18,544 棟等の被害。また、延べ 17,402 戸が停電し、各地で断水などの被害 [内閣府 (2003)]。 広島県では強いところで震度 4 となり県内で住家 6 棟が一部破損した。 [広島県調べ]						
平成 13 年 (2001 年) 3 月 24 日	芸予地震	6.7	広島県で強いところで震度 6 弱となり、死者 1 名、重軽傷者 193 名、住家の被害は、全壊 65 棟、半壊 688 棟、一部損壊 36,545 棟の被害が発生した。 [広島県調べ]						
平成 18 年 (2006 年) 6 月 12 日	伊予灘	4.7	負傷者 4 (重傷 1、軽傷 3)、住家一部損壊 2 棟 [広島県調べ]						
平成 23 年 (2011 年) 11 月 21 日	広島県 北部	5.4	負傷者 2 (震度 5 弱) [広島県調べ]						
平成 26 年 (2014 年) 3 月 14 日	伊予灘	6.2	負傷者 1 (震度 5 弱)、住家一部損壊 32 棟、非住家 6 棟						

【出 典】

※ 広島県調べ、内閣府 (2003) 以外は、宇佐美龍夫 (1987) から抜粋
(内閣府 (2003)) : 平成 12 年 (2000) 鳥取県西部地震について
なお、昭和以降は、人的被害の記録が残っている地震を掲載している

表 2－発生メカニズムによる地震の分類

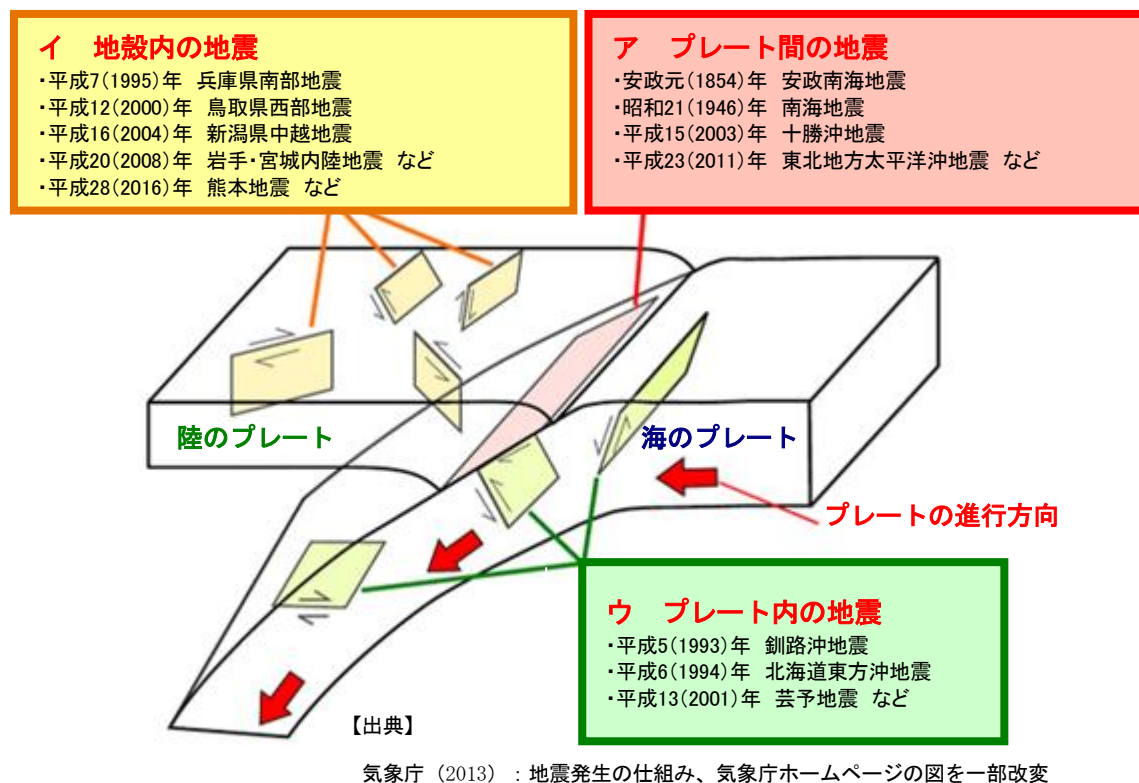
地震のタイプ	本県に被害を及ぼした主な地震	地震の発生周期
＜プレート内（スラブ内）地震＞ 沈み込むフィリピン海プレート内の地震 （やや深い地震）	・平成 13 年(2001 年) 芸予地震 ・昭和 24 年(1949 年) 安芸灘 ・明治 38 年(1905 年) 芸予地震 ・慶安 2 年(1649 年) 芸予地震 ・貞享 2 年(1686 年) 芸予地震 ・安政 4 年(1857 年) 芸予地震	約 50～100 年間隔で発生
＜プレート間（海溝型）地震＞ フィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震	・昭和 21 年(1946 年) 南海地震 ・安政 1 年(1854 年) 安政南海地震 ・宝永 4 年(1707 年) 宝永地震	約 100～150 年間隔で発生
＜地殻内（活断層型）地震＞ 陸域の浅い地震 （深さ約 20km 以浅）	・平成 12 年(2000 年) 鳥取県西部地震 ・平成 7 年(1995 年) 兵庫県南部地震 ・明治 5 年(1872 年) 浜田地震	千年～数万年間隔で発生

2 広島県周辺における既往地震・津波

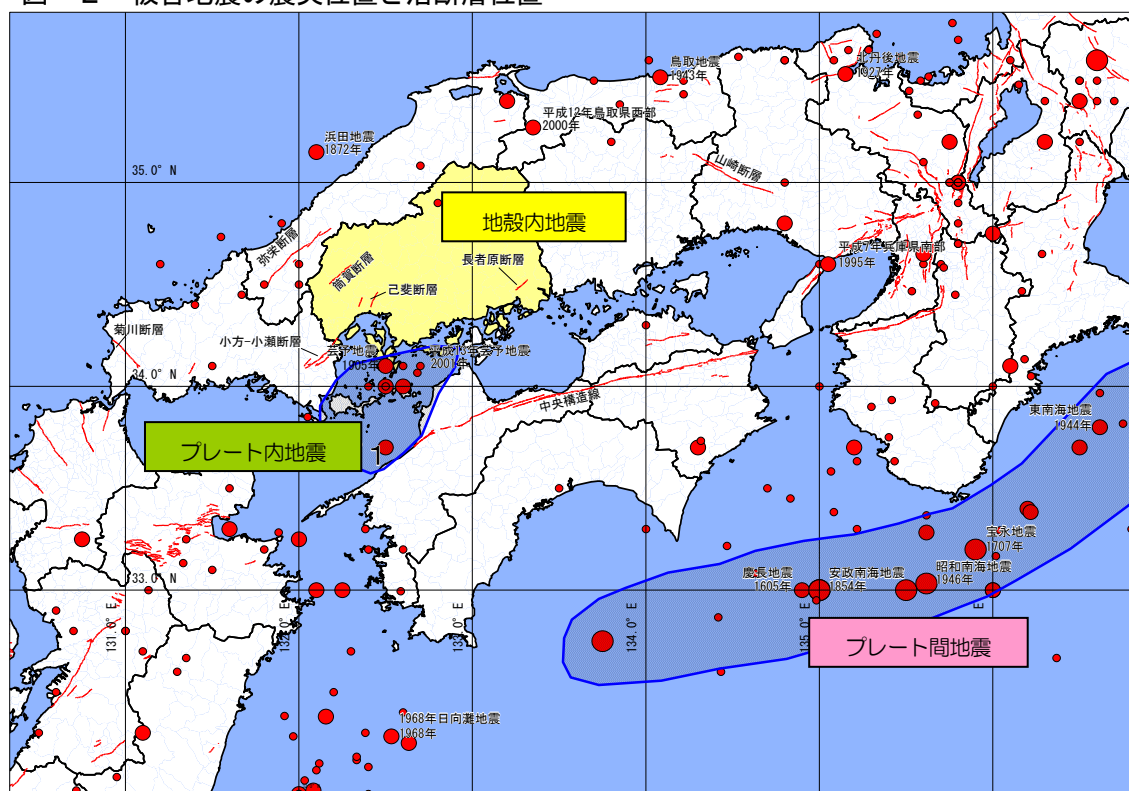
南海トラフでは津波を伴った地震が 1605 年慶長地震をはじめ、1707 年宝永地震、1854 年安政南海地震、1946 年昭和南海地震等、100～150 年の間隔で繰り返し起こり、西日本はその都度大きな地震・津波災害に見舞われてきた。特に、太平洋に面している和歌山、大阪、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有数の津波常襲地帯に数えられている。

広島県はこの津波常襲地帯に隣接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

近年では、平成 22 年（2010 年）2 月に発生したチリ中部沿岸を震源とする地震により、呉で 0.1m、平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東北地方太平洋沖地震により、広島で 0.2m・呉で 0.3m の津波高さを観測している。



図ー２ 被害地震の震央位置と活断層位置



- 出典
- 1) 気象庁:「改訂 日本付近の主要地震の表(1926~1960)」
地震月報別冊No.6, 1982
 - 2) 地震学会:「地震」
 - 3) 防災科学研究所:K-net
 - 4) 宇佐美龍夫:「新編日本被害地震総覧」東京大学出版会
 - 5) 中田高・今泉俊文 編,2002,「活断層詳細デジタルマップ」
東京大学出版会の「活断層シェイプファイル」を用いた。
(製品シリアル番号:DAFM1101)
 - 6) 活断層研究会(1991):「新編日本の活断層」,東京大学出版会

資料－１９ 被害想定

１ 地震被害想定調査

県は、令和６年能登半島地震等の近年発生した地震から得られた最新の知見などを踏まえ、令和７年１０月に広島県地震被害想定の見直しを行った。

２ 想定地震

過去の地震被害想定成果や、国の地震調査研究推進本部が提示している長期評価の結果などを踏まえ、次のとおり選定

(１) 海溝型地震のうち、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い次の地震

ア 南海トラフ巨大地震

イ 安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源域とする、日向灘及び南西諸島海溝周辺のプレート内地震

(２) 主要活断層帯による地震のうち、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

(３) どこでも起こりうる直下の地震として、県内２３の各市役所、町役場の所在地に震源位置を仮定した地震

表－１

想定地震			想定対象		想定マグニ チュード	今後30年以内 の発生確率
			地震	津波		
①海溝 型地震	1)南海トラフ巨大地震		○	○	9.0	60～90%程度以上
	2)安芸灘～伊予灘～豊後水道		○	○	6.7～7.4	40%程度
②主要活断層帯による地震	中央構造線 断層帯	3)讃岐山脈南縁西部区間	○	○	8.0程度又はそれ以上	ほぼ0～0.4%
		4)石鎚山脈北縁区間	○	○	7.3程度	0.02%以下
		5)石鎚山脈北縁西部区間	○	○	7.5程度	ほぼ0～12%
		6)伊予灘区間	○		8.0程度又はそれ以上	ほぼ0%
		7) 3)～6)の4連動	○	○	—	不明
	岩国―五日市 断層帯	8)己斐断層区間	○	—	7.1程度	不明
		9)五日市断層区間	○	—	7.2程度	不明
		10)岩国断層区間	○	—	7.6程度	0.03～2%
		11) 8)～10)の3連動	○	—	—	不明
	12)安芸灘断層帯		○	○	7.2程度	0.1～10%
	13)広島湾－岩国沖断層帯		○	○	7.5程度	不明
	14)長者ヶ原－芳井断層		○	—	7.3程度	不明
	15)筒賀断層		○	—	7.8程度	不明
③どこでも起こりうる直下の地震			○	—	6.9	—

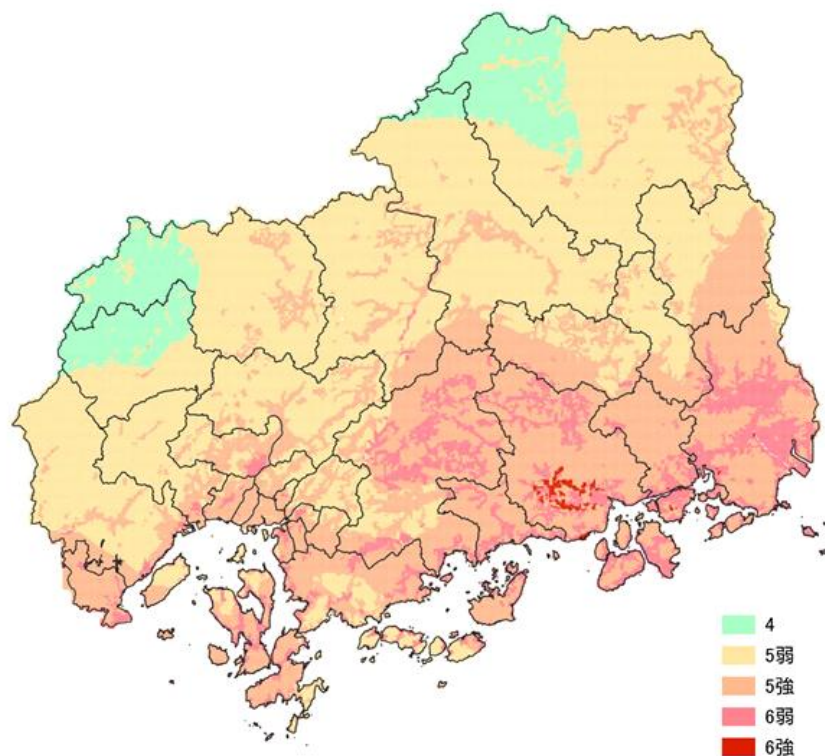
※ 中央構造線断層帯のうち、石鎚山脈北縁西部区間、伊予灘区間については、連動するものと仮定して津波計算を実施。

※ 想定マグニチュード、今後３０年以内の発生確率は、地震調査研究推進本部の長期評価や中央防災会議の検討等による

※ 想定マグニチュードは、南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード(Mw)、これ以外は気象庁マグニチュード(Mj)

3 震度想定（南海トラフ巨大地震）

（1）震度分布図



（2）市町別最大震度

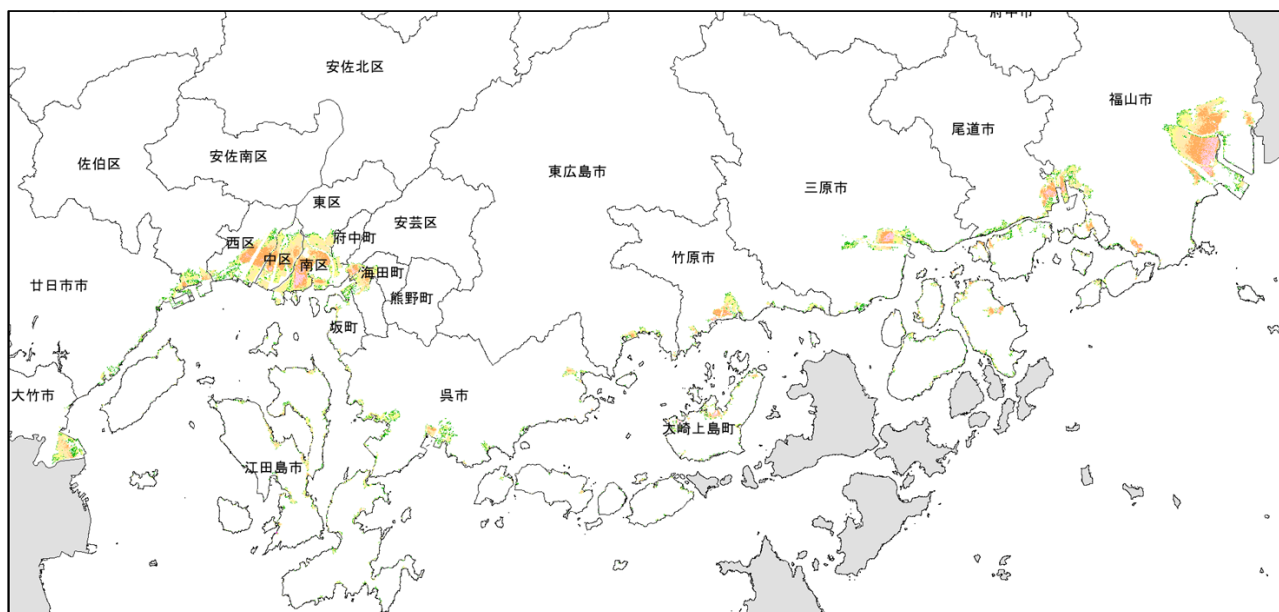
最大震度6強：三原市、尾道市、福山市、大竹市

最大震度6弱：広島市、呉市、竹原市、府中市、東広島市、廿日市市、
安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、
坂町、大崎上島町、世羅町

最大震度5強：三次市、庄原市、安芸太田町、北広島町、神石高原町

4 津波浸水想定

(1) 浸水想定図



(2) 最高津波水位、浸水面積等（南海トラフ巨大地震）

市町名	最高水位 (T.P) 【m】	津波の高さ 【m】	浸水面積 (浸水深 30cm) 【ha】
広島市	3.6	1.4	3,450
呉市	3.7	1.5	725
竹原市	3.3	1.2	357
三原市	3.3	1.2	574
尾道市	3.3	1.2	884
福山市	3.4	1.2	2,971
大竹市	3.3	1.3	338
東広島市	3.1	1.0	104
廿日市市	3.5	1.5	159
江田島市	4.0	1.8	427
府中町	—	—	64
海田町	3.6	1.4	231
坂町	3.6	1.4	83
大崎上島町	3.3	1.2	252

5 被害想定結果

			(単位)	① 南海トラフ 巨大地震	② 安芸灘～伊 予灘～豊後 水道の地震	③ 讃岐山脈南 線～石鎚山 脈北線東部	④ 中央構造線 (石鎚山脈 北線)によ る地震	⑤ 中央構造線 断層帯(石 鎚山脈北線 西部区間)	⑥ 中央構造線 断層帯(伊 予灘区間)	⑦ 中央構造線 断層帯(4連 動)	⑧ 五日市断層
地震動	震度5弱面積率	%		35.1	—	—	—	—	—	6.4	30.7
	震度5強面積率	%		58.5	92.2	—	—	—	—	—	62.8
	震度6弱面積率	%		6.3	7.8	—	—	—	—	—	6.5
	震度6強面積率	%		—	—	—	—	—	—	—	—
液状化	極めて高い	%		—	64	—	—	—	—	—	55.1
	かなり高い	%		45.3	0.2	—	—	—	—	—	8.9
	高い	%		18.9	—	—	—	—	—	5.1	0.2
	低い	%		—	—	—	—	—	—	1.3	—
土砂災害	かなり低い	%		35.8	35.8	100	100	100	100	93.6	35.8
	危険度ランク Aの箇所数	箇所		10	10	0	0	0	0	0	10
	地すべり	箇所		0	0	0	0	0	0	0	0
	山腹崩壊	箇所		—	—	—	—	—	—	—	—
津波浸水	浸水面積(1cm以上)	ha		77	50	30	27	29	29	31	—
	浸水面積(30cm以上)	ha		64	38	12	10	11	11	13	—
	浸水面積(1m以上)	ha		23	8	0	0	0	0	0	—
	浸水面積(2m以上)	ha		0	0	0	0	0	0	0	—
	浸水面積(5m以上)	ha		0	0	0	0	0	0	0	—
建物被害	全壊棟数	揺れ	棟	5	10	0	0	0	0	0	1
		液状化	棟	539	585	0	0	0	0	3	575
		土砂災害	棟	3	3	0	0	0	0	0	3
		津波	棟	12	3	0	0	0	0	0	0
		合計	棟	560	601	0	0	0	0	3	579
	半壊棟数	揺れ	棟	48	85	0	0	0	0	0	31
		液状化	棟	2,368	2,593	0	0	0	0	16	2,556
		土砂災害	棟	4	3	0	0	0	0	0	3
		津波	棟	316	137	90	79	85	85	94	0
		合計	棟	2,735	2,818	90	79	85	85	110	609
	焼失棟数	出火件数	件	0	0	0	0	0	0	0	0
		残出火件数	件	1	0	0	0	0	0	0	10
		焼失件数	件	11	0	0	0	0	0	0	21
人的被害	死者	人		37	1	5	5	5	5	1	3
	負傷者	人		20	21	6	12	6	6	5	5
	重症者(負傷者の内数)	人		4	1	2	4	2	2	2	1
	要救助者	揺れによる	人	2	5	0	0	0	0	0	0
		津波による	人	314	152	9	1	1	1	9	0
ライフライン被害	要捜索者	津波による	人	48	2	11	17	11	11	7	0
	上水道	断水人口	人	1,830	3,811	5	4	5	5	10	1,354
	下水道	支障人口	人	1,900	2,454	50	48	9	9	86	1,706
	電力	停電件数	軒	458	450	24	23	24	24	26	525
	通信	不通回線	回線	152	149	4	4	4	4	5	178
	ガス	供給停止戸数	戸	0	0	0	0	0	0	0	0
経済損失	被害総額	億円		2,470	2,571	54	47	51	51	76	2,411
生活への影響	避難者数(当日・1日後)	避難所	人	9,392	9,267	439	385	418	418	3,750	8,308
		避難行動要支援者※1	人	2,262	2,232	106	93	101	101	945	2001
		避難所外	人	5,995	6,064	219	193	209	209	1,902	5,538
	帰宅困難者※2	帰宅困難者	人	3,276	3,276	0	0	0	0	1,445	3,276
		滞留者	人	2,272	2,272	0	0	0	0	1,656	2,272
		食料	食	22,269	21,819	0	0	0	0	0	18,367
	物資需要量(当日・1日後)	飲料水	ℓ	0	0	0	0	0	0	0	0
		毛布	枚	14,464	14,213	0	0	0	0	5,984	12,295
		仮設トイレ	基	31	35	0	0	0	0	1	18
	災害廃棄物発生量	可燃物	万t	—	—	—	—	—	—	—	—
エレベーター 閉じ込め者数※3	閉じ込め者数	人		4	4	0	0	0	0	0	4
危険物 施設被害	火災	箇所		0	0	0	0	0	0	0	0
	流出	箇所		0	0	0	0	0	0	0	0
	破損等	箇所		0	0	0	0	0	0	0	0
文化財被害※4	国宝、国指定 重要文化財	揺れ	件	0	0	0	0	0	0	0	0
		火災	件	0	0	0	0	0	0	0	0
		津波浸水	件	0	0	0	0	0	0	0	0
	県指定重要文 化財	揺れ	件	0	0	0	0	0	0	0	0
		火災	件	0	0	0	0	0	0	0	0
		津波浸水	件	0	0	0	0	0	0	0	0
孤立集落	農業集落	集落		0	0	0	0	0	0	0	0
	漁業集落	集落		0	0	0	0	0	0	0	0
ため池 (危険性が高 い)	箇所	箇所		0	0	0	0	0	0	0	0
	影響人口	人		0	0	0	0	0	0	0	0
重要施設 (機能支障あり)	災害対策	棟		4	4	0	0	0	0	0	4
	避難	棟		39	39	0	0	0	0	0	39
	医療	棟		4	4	0	0	0	0	0	4

※1：避難行動要支援者は、避難所避難者の内数。

※2：帰宅困難者は、昼12時の時間帯を想定している。

※3：エレベーター内閉じ込め者数は、朝7時～8時の時間帯を想定している。

※4：原因別の被災施設件数(延べ数)は、重複して計上している。

			(単位)	⑨ 己斐断層－ 広島西縁断 層帯による 地震	⑩ 岩国断層帯 による地震	⑪ 岩国－五日 市断層帯 (3 連動)	⑫ 安芸灘断層 群 (主部)	⑬ 安芸灘断層 群 (広島湾 －岩国沖断 層帯)	⑭ 長者ヶ原断 層－芳井断 層	⑮ 簡賀断層	府中町 直下型
地震動	震度5弱面積率	%	－	73.6	－	57.9	54.9	－	35.1	－	－
	震度5強面積率	%	64.7	26.4	2.4	－	45.1	－	63.6	－	－
	震度6弱面積率	%	35.3	－	91.1	－	－	－	1.3	58.6	41.4
	震度6強面積率	%	－	－	－	－	－	－	－	－	64.0
液状化	極めて高い	%	62.2	－	64	－	24.9	－	17.2	－	0.2
	かなり高い	%	2.1	38.3	0.2	－	20.4	－	34.8	－	－
	高い	%	－	7.2	－	10.8	18.9	－	－	－	－
	低い	%	－	8.7	－	19.2	－	－	－	－	－
土砂災害	かなり低い	%	35.8	45.8	35.8	70	35.8	100	35.8	－	－
	危険度ランクAの箇所数	箇所	13	0	38	0	2	0	5	1,792	0
	地すべり	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	山腹崩壊	箇所	－	－	－	－	－	－	－	－	－
津波浸水	浸水面積 (1cm以上)	ha	－	－	－	27	30	－	－	－	－
	浸水面積 (30cm以上)	ha	－	－	－	10	12	－	－	－	－
	浸水面積 (1m以上)	ha	－	－	－	0	0	－	－	－	－
	浸水面積 (2m以上)	ha	－	－	－	0	0	－	－	－	－
建物被害	浸水面積 (5m以上)	ha	－	－	－	0	0	－	－	－	－
	全壊棟数	棟	26	0	54	0	0	0	1	101	597
	液状化	棟	584	400	585	73	546	0	546	597	21
	土砂災害	棟	5	0	21	0	2	0	3	0	－
半壊棟数	津波	棟	0	0	0	0	0	0	0	0	－
	合計	棟	615	400	660	73	548	0	549	719	207
	液状化	棟	138	14	160	0	18	0	38	207	2,636
	土砂災害	棟	2,591	1,766	2,597	358	2,416	0	2,405	18	0
焼失棟数	津波	棟	5	0	19	0	2	0	3	0	－
	合計	棟	0	0	0	73	51	0	0	0	－
	出火件数	件	2,733	1,780	2,777	430	2,487	0	400	2,861	0
	残出火件数	件	1	0	0	0	0	0	0	0	1
人的被害	焼失件数	件	21	0	1	0	0	0	0	21	11
	死者	人	5	0	5	5	4	0	3	70	9
	負傷者	人	30	2	47	11	7	0	8	61	0
	重症者(負傷者の内数)	人	2	0	5	4	2	0	1	0	－
ライフライン被害	要救助者	人	16	0	29	0	0	0	0	0	－
	津波による	人	0	0	0	1	9	0	0	0	－
	要搜索者	人	0	0	0	16	8	0	0	0	－
	津波による	人	0	0	0	0	0	0	0	0	－
経済損失	上水道	人	5,014	725	5,820	26	931	0	2,018	8,723	5,404
	下水道	人	3,191	1,098	3,500	497	1,276	0	1,664	745	252
	電力	軒	556	322	606	63	340	0	168	0	0
	通信	回線	188	110	205	18	112	0	0	0	0
生活への影響	ガス	戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	被害総額	億円	2,558	1,647	2,666	421	2,259	0	2,283	2,815	9,613
	避難者数(当日・1日後)	人	8,777	5,658	9,071	1,457	7,991	0	7,854	2,315	6,409
	避難行動要支援者※1	人	2,114	1,363	2,185	351	1,925	0	1,892	3,276	2,272
文化財被害※4	避難所外	人	5,851	3,772	6,047	912	5,286	0	5,236	23,067	0
	帰宅困難者※2	人	3,276	3,276	3,276	3,276	3,276	0	3,276	14,907	68
	滞留者	人	2,272	2,272	2,272	2,272	2,272	0	2,272	0	0
	物資需要量(当日・1日後)	食料	20,056	8,828	21,114	0	17,227	0	16,732	0	0
エレベーター	飲料水	ℓ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	毛布	枚	13,234	6,996	13,822	0	11,662	0	11,387	0	0
	仮設トイレ	基	38	0	44	0	11	0	13	0	0
	災害廃棄物発生量	万t	－	－	－	－	－	－	－	－	－
危険物施設被害	不燃物	万t	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	閉じ込め者数※3	人	5	3	6	1	3	0	4	6	0
	火災	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	流出	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
孤立的集落	破損等	箇所	0	0	1	0	0	0	0	1	0
	国宝、国指定重要文化財	件	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	火災	件	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	津波浸水	件	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ため池(危険性が高い)	県指定重要文化財	件	0	0	1	0	0	0	0	1	0
	火災	件	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	津波浸水	件	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	津波浸水	件	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重要施設(機能支障あり)	農業集落	集落	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	漁業集落	集落	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	箇所	箇所	0	0	2	0	0	0	0	4	0
	影響人口	人	0	0	1,832	0	0	0	0	4,032	4
医療	災害対策	棟	4	0	4	0	0	0	4	39	39
	避難	棟	39	4	39	0	13	0	39	39	4
	医療	棟	4	0	4	0	0	0	4	4	4
	医療	棟	4	0	4	0	0	0	4	4	4

※1：避難行動要支援者は、避難所避難者の内数。

※2：帰宅困難者は、昼12時の時間帯を想定している。

※3：エレベーター内閉じ込め者数は、朝7時～8時の時間帯を想定1

※4：原因別の被災施設件数(延べ数)は、重複して計上している。

資料－２０ 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (１) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (２) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (３) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (４) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (５) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、５年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (６) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下した、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。 傾くものや、倒れるものが多い。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤル「1 7 1」や災害用伝言板「Web 1 7 1」などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。